検討懇談会会議資料

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会第１回会議次第

日　時：平成 19 年６月 28 日（木）
午後３時～
場　所：保谷庁舎３階会議室

１　教育長挨拶

２　依頼状及び任命書手交

３　委員紹介（自己紹介）

４　事務局紹介

５　西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会設置要綱について

（議題）
１　座長の決定について

２　副座長の決定について

３　西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴要領について

４　会議録の記録方法について

５　学校施設の配置状況について

６　今後の予定について

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　委員名簿

（平成 19 年 6 月 28 日現在）

委員区分	氏名	備考
学識経験者	葉養　正明	東京学芸大学　教授
公募の市民	川合　眞理子	
	鶴田　清司	
	谷戸　美代子	
	嶋田　文子	
市立学校保護者の代表	塩沼　惠美子	西東京市小中学校 PTA・保護者の連絡会
	早川　肇	西東京市小中学校 PTA・保護者の連絡会
青少年関係団体	住田　佳子	西東京市青少年問題協議会
	菅野　美鈴	保谷小学校区青少年育成会
市立学校の校長の代表	藤平　洋子	中原小学校長
	佐々木　英夫	上向台小学校長
	浅倉　隆壽	田無第二中学校長
	椎野　芳挙	柳沢中学校長

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会設置要綱

第１　設置

西東京市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の児童生徒の良好な教育環境の整備を図ることを目的とし、市立学校の適正な規模及び適正な配置に関する事項を検討するため、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第２　所掌事務

懇談会は、教育長の依頼を受け、市立学校の適正な規模及び適正な配置のあり方等について検討し、その検討結果を教育長に報告する。

第３　組織

懇談会は、次に掲げる委員14人以内をもって構成し、教育長が依頼する。

(1) 学識経験者　　１人
(2) 公募の市民　　５人以内
(3) 市立学校保護者の代表　　２人以内
(4) 青少年関係団体　　２人以内
(5) 市立学校の校長の代表　　４人以内

第４　任期

委員の任期は、第３に規定する依頼の日から第２に規定する教育長に報告する日までとする。

第５　報償

懇談会の委員のうち第３第５号に掲げるものを除き、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第６　座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

２　座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第７　会議

懇談会は、座長が招集する。

２　懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、座長の決するところによる。

４　懇談会は、必要があると認めるときは、関係者又は職員の出席、資料の提供を求めることができる。

第８　会議の傍聴

懇談会の会議は、傍聴することができる。

傍聴の手続き等必要な事項は別に定める。

第９　庶務

懇談会の庶務は、学校教育部学務課において処理する。

第10　委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年５月１日から施行する。

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴要領

第１　趣旨

この要領は、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第２　傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は、会議会場の広さ等を勘案して会議の座長が定める。

第３　傍聴人の決定

会議を傍聴しようとする者は、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴者名簿（様式第１号）に住所、氏名等を記入しなければならない。

２　傍聴人は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で決する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が第２で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

第４　傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを所持している者

(2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第６の規程により撮影又は録音することにつき、座長の許可を得た者を除く。

(5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

第５　傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食及び喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

第６　撮影等の許可

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に座長の許可を得た場合は、この限りではない。

第７　職員の指示

傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

第８　傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第９　違反に対する措置

傍聴人がこの要領に違反するときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第10　委任

この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要領は、平成19年６月１日から施行する。

様式第１号（第３関係）

年　　月　　日

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴者名簿

番号	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

西東京市市民参加条例施行規則

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　附属機関等の会議の公開（第２条－第８条）
第３章　附属機関等の構成員の市民公募（第９条－第14条）
第４章　市民意見提出手続制度（第15条）
第５章　市民説明会（第16条－第18条）
第６章　雑則（第19条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、西東京市市民参加条例（平成14年西東京市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２章　附属機関等の会議の公開

（事前公表事項）

第２条　条例第８条第２項の規定により事前に公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 開催日時
(2) 開催場所
(3) 議題
(4) 傍聴人数
(5) 担当課
(6) 連絡先

（傍聴）

第３条　附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し出なければならない。

２　傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（会議録作成の基本方針）

第４条　条例第９条第１項の会議録は、あらかじめ当該附属機関等に諮ったうえ、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

(1) 全文記録
(2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
(3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第５条　会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称
(2) 開催日時

(3) 開催場所
(4) 出席者
(5) 議題
(6) 会議資料の名称
(7) 記録方法
(8) 会議内容

２　会議内容には、発言者名を記載するものとする。ただし、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決した場合は、この限りでない。

（会議録の標準様式）

第６条　会議録は、様式第１号により作成するものとする。ただし、会議の種類に応じて、適宜変更できるものとする。

（会議資料の添付）

第７条　会議資料があるときは、これを会議録に添付するものとする。

（会議録の公開の方法）

第８条　条例第９条第２項の規定による公開は、広く市民の閲覧に供するため、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

第３章　附属機関等の構成員の市民公募

（市民公募の基本原則）

第９条　条例第10条の市民公募枠の対象者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学の者に限る。

２　公募する場合の市民の人数は、原則として２人以上とする。

（重複選任の防止）

第10条　既に他の附属機関等の委員の職にある者は、原則として選任しない。ただし、附属機関等相互間の審議の効率的な執行並びに専門性及び継続性の確保の観点から市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（市民公募の周知）

第11条　市長は、市民公募をしようとする場合は、附属機関等の設置の趣旨及び目的、所掌事項等を明確にしたうえで、市報等により市民に周知して、幅広く市民の参加を得られるよう配慮するものとする。

（委員の選考方法）

第12条　応募のあった市民の中から条例第11条の附属機関等の構成員を選考する場合は、関係職員による選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

２　選考委員会における構成員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的にあった方法を選択するものとする。

(1) 論文、作文等による選考
(2) 面接選考

(3) 書類審査
(4) 抽選

3　選考方法については、あらかじめ募集･選考要領を策定のうえ公開し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。

4　選考結果については、これを応募者に通知するものとする。

（定員に満たない場合等の取扱い）

第13条　前２条の規定にかかわらず、定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任依頼等により適切に対応するものとする。

（附属機関等の構成員等の公開）

第14条　条例第12条の規定による公開は、当該年度分について情報公開コーナーに据え置く等により行うものとする。

第４章　市民意見提出手続制度

（事前公表事項）

第15条　条例第14条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
(1) 事案の名称及び内容
(2) 事案の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
(3) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
(4) 意見等を提出することができる者の範囲
(5) 検討結果等の公表予定時期
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第５章　市民説明会

（事前公表事項）

第16条　市民説明会の開催日時等の事前公表については、第２条の規定を準用する。

（市民説明会の開催記録事項）

第17条　条例第20条の開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
(1) 市民説明会の名称
(2) 開催日時
(3) 開催場所
(4) 出席者
(5) 議題
(6) 資料の名称
(7) 内容

（開催記録の標準様式）

第18条　開催記録は、様式第２号により作成するものとする。ただし、市民説明会の内容に応じて、適宜変更できるものとする。

第６章　雑則

（委任）

第19条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

① 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書（概要版）

Ⅰ．学校施設適正規模、適正配置をとりまく現状

１．合併から現在までの状況

学校施設の適正規模、適正配置については、合併時からの検討課題である。
合併時の通学区域についての調整では、「当面、現行のままとするが、市境の地域においては、弾力的な運用に努める。また、児童・生徒数の動向を踏まえ、新市においては速やかに、小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う」とされている。
合併から５年が経過したが、本格的な通学区域の見直しは行っておらず、旧２市時代からの通学区域をほぼ継続している。このため、旧市境を中心に、住所に基づき定められた遠い指定校と旧市境を越えた指定校ではない近隣校との関係があり、通学上の矛盾も生じている。
なお、市では、平成13年より指定校変更特例措置を実施している。
児童・生徒数の推移については、少子化の影響で、児童・生徒数が減少し、単学級となる学校がある一方で、近年の大規模な敷地を有する工場の移転等に伴い、マンションや戸建住宅の開発が進み、一部の学校においては、将来の児童数急増に対して、現在の教室数では不足することが懸念される事態にまでなっている。

このように、合併時に行った児童数予測では、2010年には、小学校全20校中７校（けやき小学校として統合された西原小学校と西原第二小学校を含む）で全学年１クラス編成になると想定していたものが、現在の状況では大きく乖離することとなっている。

２．学校施設の配置状況

現在本市には、小学校19校、中学校9校の計28校がある。
小学校では、配置が密であるところがある一方で、空白のところも目立つなど、偏りがある。
中学校は、小学校に比べ、バランスよく配置されている。

３．指定校変更特例措置の状況

指定校変更特例措置は、旧市境を越えて、指定校より近い方の学校へ入学できる制度である。新町、ひばりが丘、谷戸町、住吉町で利用されている。
制度が定着し、近隣校へ通学するケースが多く見られる。

■ 小・中学校の配置と通学区域の状況

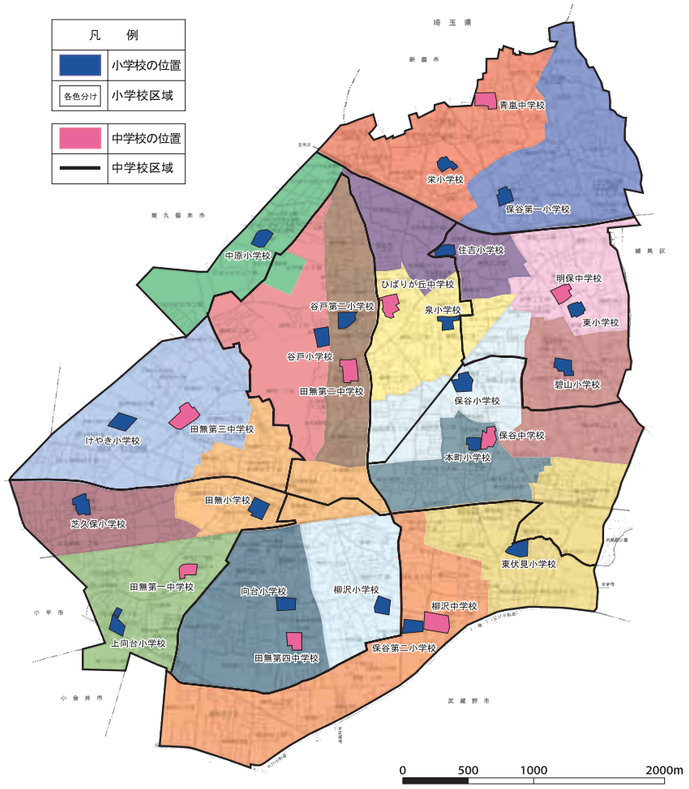

上図は、小・中学校の配置とそれぞれの通学区域を示している。
概ね中学校１校に対して小学校が２～３校で構成されている。

■ 現在の配置状況（小学校）

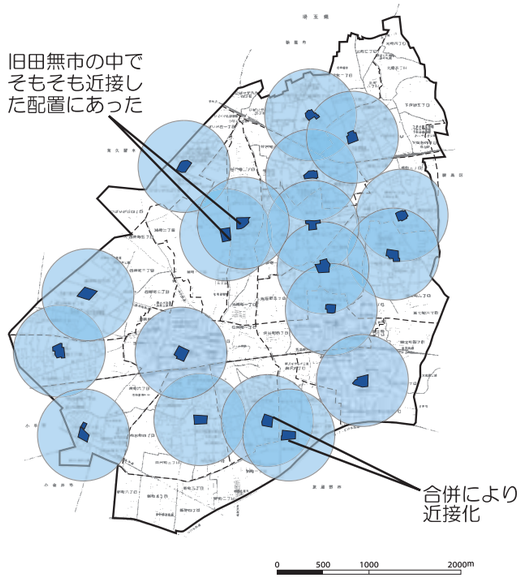

（中学校）

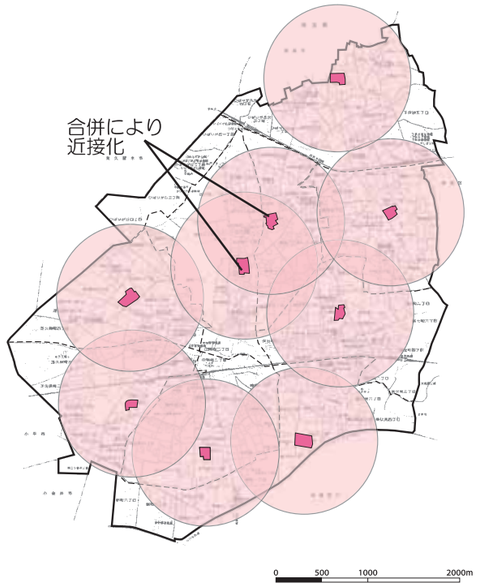

上図は、学校を中心に、小学校では半径500m、中学校では半径800mの円で表示した図である。
合併により近接化した学校もある。（旧田無市で近接している谷戸小、谷戸第二小を含む）
小学校では、円が重複する部分が多い一方で、空白部分も目立つ。

■ 指定校変更特例措置の状況（小学校）

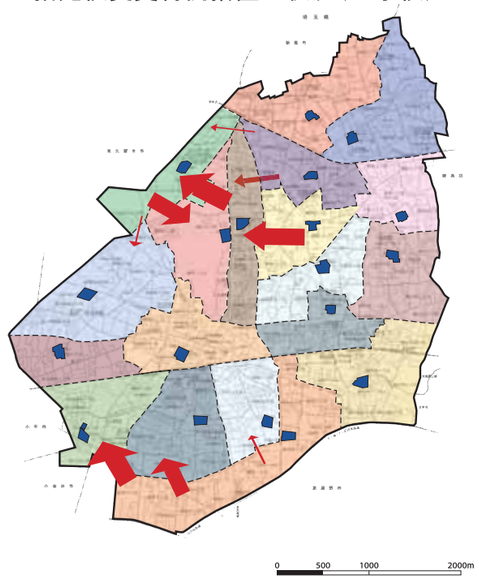

（中学校）

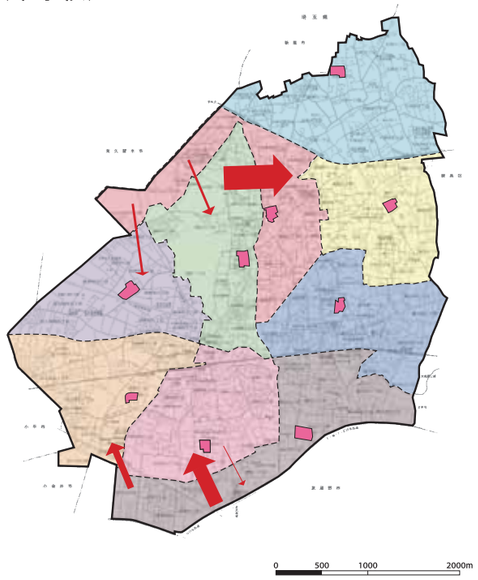

上図は、平成18年度の指定校変更特例措置の利用状況を示した図である。
新町からの移動（向台小や上向台小、田無一中や四中への移動）が顕著である。
ひばりが丘、谷戸町、住吉町では、各学校間で双方向の移動が見られる。

4．マンション等の開発計画の動向

近年、大きな敷地を有する工場が移転し、その跡地に大規模マンションが出現した。
特に、マンションの建設や大規模な住宅開発は、特定の学校に一時的な児童・生徒の集中をもたらし、この結果、特定校で児童や生徒が急増し、教室数が不足する事態も生じている。

開発計画から、今後も数百戸から千戸規模のマンション等の出現が予定されており、一部の学校に、児童・生徒が急増することが想定される。

右図は、平成14年以降の大規模な住宅開発（○）および今後予定されている住宅開発（●）である。

○：平成14年度以降４ヵ年で、20棟
（計3,188戸）
●：平成18年度以降７棟予定
（計2,806戸）

■ 大規模住宅開発動向

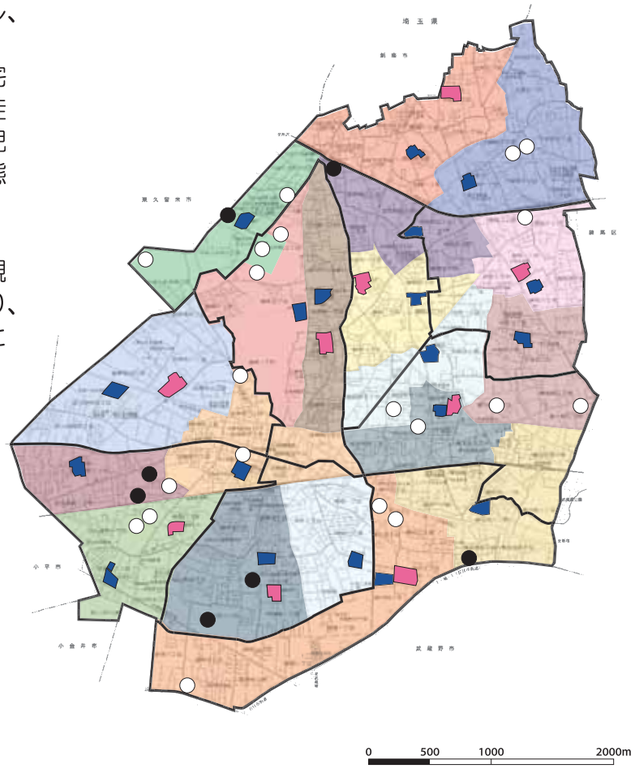

5．児童・生徒数の動向

全体傾向としては、短期的には増加傾向で、中長期的には減少傾向となる。
今後、住宅開発が予定されている一部の学校で、児童・生徒数が一時的に急増することが想定される。
少子化で、単学級化が進む学校も出現する。

○推計方法概要
①推計期間：平成19年から28年の10年間
②推計方法：コーホート法を準用
・基準人口：住民基本台帳による人口
（平成18年10月1日現在）
※今後新たに生まれる人口については、出生可能年齢人口（15～49歳女性）に基づき、近年の本市における母の年齢別出生率を用いて将来の出生数を計算し、その生存数を求めた。

なお、町丁別を単位として推計を行い、学校別推計は、町丁別の積み上げにより算出した。

■ 児童数の推移（平成13～28年度）

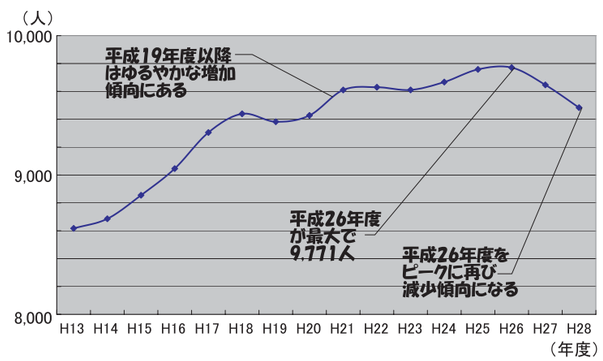

Ⅱ．適正規模・適正配置を考える上での具体的な取り組み

1．学校施設適正規模・適正配置検討委員会（庁内における検討）

学校施設の適正規模・適正配置に関しては、特に適正配置について、合併時からの検討課題であり、第一次行政改革での検討項目でもあった。今回、第二次行政改革においても検討事項になることから、教育委員会における重要な課題であると据え、学校教育部内で検討委員会を設置し、精力的に検討を行った。各課での連絡を密にし、学校施設のあるべき規模・配置について教育委員会事務局としての基本方針を作成した。
部内検討委員会としては、従来のような職位、職層に分かれた委員会ではなく、部会を横断した委員会とした。委員は次の13名である。

学校教育部･･･部長
教育庶務課･･･課長、主幹、庶務係長、施設係長
学務課･･･課長、学務係長、保健給食係長
指導課･･･課長、統括指導主事、教職員指導係長
教育相談課･･･課長、主任

■ 部内検討委員会の開催経緯

	開催日時	検討項目
第１回	平成17年９月２日(金)	・部内検討委員会の進め方について
第２回	9月28日(水)	・適正規模、適正配置について ・児童・生徒数の推移
第３回	10月24日(月)	・中学校給食 ・児童・生徒数の推移と今後の推計 （第２回会議資料の説明）
第４回	11月24日(月)	・少人数指導・習熟度別指導
第５回	12月22日(木)	・学校教育施設　建替え・更新計画について
第６回	平成18年1月30日(金)	・小中一貫教育 ・40人学級の見直し
第７回	2月20日(月)	・通学区域の見直し ・学校敷地と敷地周辺道路
第８回	4月27日(木)	・特別支援教育について
第９回	5月25日(木)	・平成18年度の委員会の進め方とスケジュールについて ・検討９項目における課題及び留意点の洗い出し ・喫緊の課題
第10回	7月19日(水)	・西東京市における小・中学校の適正規模について ・喫緊の課題
第11回	平成19年1月30日(火)	・学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会　中間報告
第12回	2月19日(月)	・学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会　報告書

また部内検討委員会での検討経緯を踏まえた上で、ヒアリングを実施し、各課係ごとに役割整理、方向性の確認を行った。

■ 各課係ヒアリングの実施

平成18年11月13日(月)	指導課教職員指導係	特別支援教育との関連 小・中一貫教育との関連 少人数指導、習熟度別指導 40人学級の見直し
11月14日(火)	学務課保健給食係	中学校給食
11月17日(金)	教育相談課教育相談係	特別支援教育との関連
	教育庶務課施設係	学校教育施設建替え
11月21日(火)	学務課学務係	特別支援教育との関連

Ⅲ．学校施設適正規模、適正配置の検討

１．課題の整理

１）現状からみた課題の整理

・住所に基づく指定校には、偏在した通学区域が設定されているものもあり、その解消が必要である。（この点に配慮した指定校変更特例措置においても、偏在した通学区域の特徴を裏づける利用状況になっている。また指定校変更特例措置が定着し、住所に基づく指定校ではなく、通学時間・距離の短い、近隣校へ入学する傾向が強く示されている。）
・近年の住宅開発状況を反映し、特定の学校に一時的に児童・生徒が集中する結果となっており、学校規模によっては、現有施設での受入可能数を超える事態となっている。（本市においては、今後も引き続き大規模な住宅開発が予定されており、一部の学校で児童・生徒数が急増することが想定される。）その一方で少子化の影響により、学年で単学級編成しかできない学校も出現するなど、地域差が著しい状況になっており、その解消が必要である。

２）部内検討委員会での具体的な取り組みからみた課題の整理

・特別支援教育については、引き続き庁内での議論を進めるとともに、実施に際しては、各学校の児童・生徒数を基に、必要な通常学級数を勘案し、その上で対応する。余剰施設を有効活用した設置可能箇所の把握に努める必要がある。
・学校教育施設については、校舎の老朽化が進んでいるため、施設の建替えを視野に入れる必要がある。ただし、現在の建築基準法及び東京都建築安全条例に規定される学校敷地と周辺道路との関係においては、将来的にも建替えが困難な学校も存在する。また児童・生徒数の急増に際して、教室数が不足する場合、長期的には、児童・生徒数の減少が想定されることから、施設の建替え検討とともに、転用やプレハブ増設による対応も考慮する必要がある。
・小中一貫教育との関連では、特に中学校１年で急増する不登校を未然に防止するため、小中連携教育の取り組みを推進するとともに、小学校と中学校の通学区域の整合に配慮する必要がある。
・少人数指導、習熟度別指導、４０人学級の見直しに際しては、各学校の児童・生徒数を基に、必要教室数を把握する必要がある。実施に際しては教室数の確保が前提となる。
・学校給食については、現在審議中の給食審議会の答申を踏まえることとする。

２．望ましい施設規模と配置

１）望ましい学校施設規模

・小学校における適正規模を概ね１２～１８学級（１学年で概ね２～３学級）と考える。
中学校においても、適正規模としては、１２～１８学級（１学年で概ね４～６学級）が妥当であると考える。ただし、この範囲に満たない場合あるいはこれを超える場合でも、直ちに適切でない施設規模と判断するものではない。

２）望ましい学校施設配置

・配置については、通学区域の設定の問題と考える。
・合併という特殊性をもつ本市としては、他校の通学区域を跨いで通学するケースや旧市境付近の児童・生徒にとっては近隣に学校があるにもかかわらず、遠距離の学校が指定校になっているケースなど、実態に見合わない通学区域（指定校）がある。しかしながら、現行の通学区域には、歴史的な設定経緯や地域社会とのかかわりが深いことから、現行通学区域を基本としながらも、偏在している通学区域（実態に見合わない通学区域）の解消に努める。

４．適正規模・適正配置の基本的な考え方

学校施設の適正規模・適正配置の検討については、一部の地域（学校単位）での調整では解決できず、全市的なレベルでの検討、調整が必要である。
そこで、共通基盤となる「基本的な考え方」に基づいて検討を進めることとする。

■基本的な考え方
①通学区域の適正化を図るとともに地域社会との連携に配慮する
・特に旧市境などの学校配置に見られるような、指定校と旧市境を越えた近隣校との関係の適正化を図る。
・学校は、地域社会と密接に結びついていることから、可能な限りこれまでの地域社会とのつながりに配慮する。
②近くて安全な通学環境を設定する
・児童、生徒にとって、小・中学校への通学距離が著しい負担とならないようにする。
・児童、生徒の通学時の安全を確保するため、幹線道路・鉄道にまたがる地域での通学区域の設定はなるべく避けることとする。
③児童、生徒数の確保、交友関係に配慮した良好な教育環境を形成する
・児童、生徒にとって良好な教育環境を整備、維持していくために、バランスのとれた、安定した児童、生徒数を確保できる学校配置をめざす。特に、人間関係が固定化しやすい小規模校とならない通学区域とするよう努める。
・児童・生徒の交友関係への配慮、小、中学校間の連携のあり方に鑑み、小・中学校の通学区域に整合を持たせることとする。

Ⅳ．学校施設適正規模・適正配置計画案の検討

１．「現状維持改善案」と「改革案」

学校施設適正規模・適正配置計画案の検討にあたっては、「基本的な考え方」にできる限り適合するように検討していく。

合併により生じた、偏在している通学区域の不具合を解消することを主軸に、基本的な考え方に基づき改善すべき要素を検討し、「現状維持改善案」・「改革案」としてとりまとめる。

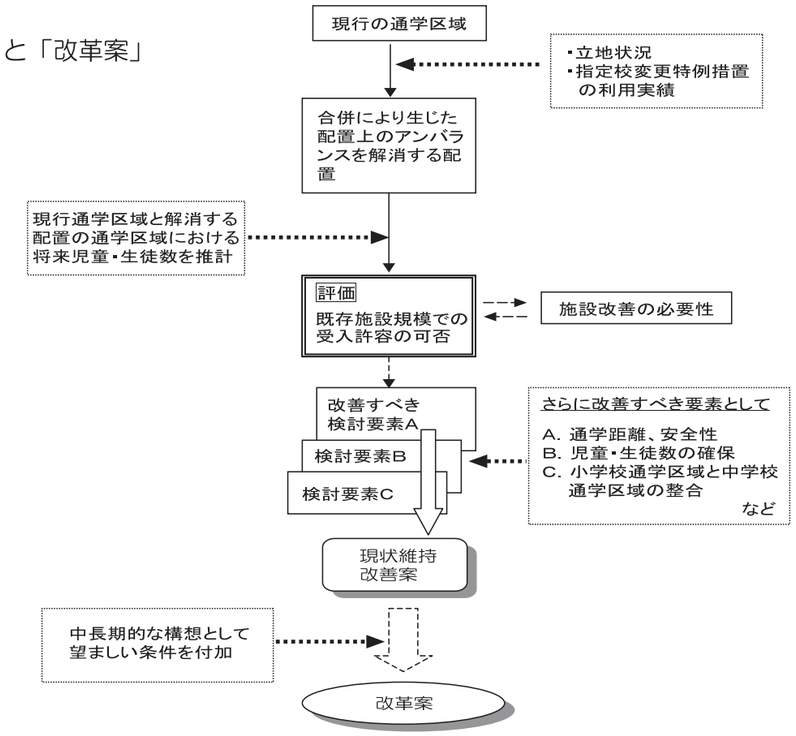

人口推計数値比較

合併推計：田無市・保谷市新市将来構想作成時（平成11年8月）
18年推計：適正規模ＰＴ報告書作成時（平成19年3月）

※ **合併時の人口推計によれば、2010年（平成22年）には、旧田無市の小学校9校のうち4校が全クラス1クラス編制になり（谷戸・芝久保・上向台・西原第二）、旧保谷市では11校のうち3校（中原・東・住吉）が全学年1クラス編制になると推定された。ただし、西原第二小は西原小と平成13年に統廃合したことにより解消している。**

（心障学級児童数除く）

学校名	学年	平成17年			平成22年推計			平成27年推計		
		合併推計	実数（5/1）	差	合併推計	18年推計	差	合併推計	18年推計	差
田無小	1	92	91	△ 1	94	84	△ 10	83	104	21
	2	90	98	8	94	87	△ 7	83	106	23
	3	97	90	△ 7	89	90	1	79	109	30
	4	104	98	△ 6	84	81	△ 3	82	109	27
	5	97	94	△ 3	83	97	14	84	82	△ 2
	6	87	88	1	80	88	8	82	84	2
	計	567	559	△ 8	524	527	3	493	594	101
保谷小	1	62	64	2	58	77	19	44	62	18
	2	75	71	△ 4	56	68	12	43	64	21
	3	74	74	0	56	55	△ 1	45	67	22
	4	71	68	△ 3	54	66	12	46	68	22
	5	70	73	3	53	77	24	48	73	25
	6	73	80	7	51	65	14	47	77	30
	計	425	430	5	328	408	80	273	411	138
保谷一小	1	99	93	△ 6	96	89	△ 7	83	75	△ 8
	2	106	69	△ 37	98	85	△ 13	86	77	△ 9
	3	116	83	△ 33	98	82	△ 16	88	80	△ 8
	4	126	107	△ 19	96	78	△ 18	89	83	△ 6
	5	123	108	△ 15	98	79	△ 19	89	85	△ 4
	6	109	106	△ 3	95	93	△ 2	92	89	△ 3
	計	679	566	△ 113	581	506	△ 75	527	489	△ 38
保谷二小	1	120	86	△ 34	120	86	△ 34	114	73	△ 41
	2	134	86	△ 48	123	82	△ 41	115	76	△ 39
	3	123	90	△ 33	126	88	△ 38	120	77	△ 43
	4	125	79	△ 46	128	89	△ 39	128	81	△ 47
	5	119	100	△ 19	129	87	△ 42	123	86	△ 37
	6	139	96	△ 43	127	86	△ 41	127	86	△ 41
	計	760	537	△ 223	753	518	△ 235	727	479	△ 248
谷戸小	1	34	55	21	32	117	85	25	62	37
	2	56	77	21	31	112	81	23	66	43
	3	41	84	43	28	104	76	22	69	47
	4	39	58	19	26	103	77	24	73	49
	5	39	67	28	25	89	64	22	101	79
	6	49	82	33	24	60	36	23	117	94
	計	258	423	165	166	585	419	139	488	349

学校名	学年	平成17年			平成22年推計			平成27年推計		
		合併推計	実数(5/1)	差	合併推計	18年推計	差	合併推計	18年推計	差
東伏見小	1	94	78	△ 16	90	87	△ 3	81	97	16
	2	85	102	17	88	86	△ 2	80	99	19
	3	103	90	△ 13	86	92	6	79	101	22
	4	96	105	9	88	89	1	77	102	25
	5	93	89	△ 4	83	87	4	79	97	18
	6	90	106	16	83	74	△ 9	79	87	8
	計	561	570	9	518	515	△ 3	475	583	108
中原小	1	26	105	79	19	122	103	11	154	143
	2	19	70	51	19	115	96	11	158	147
	3	27	99	72	19	103	84	12	156	144
	4	26	69	43	21	101	80	11	135	124
	5	38	74	36	21	87	66	13	131	118
	6	35	53	18	19	109	90	12	145	133
	計	171	470	299	118	637	519	70	879	809
向台小	1	75	113	38	78	116	38	72	131	59
	2	88	111	23	76	148	72	75	149	74
	3	106	113	7	76	117	41	74	141	67
	4	95	130	35	72	114	42	73	148	75
	5	85	114	29	69	118	49	71	116	45
	6	84	104	20	64	136	72	67	116	49
	計	533	685	152	435	749	314	432	801	369
碧山小	1	53	95	42	48	92	44	38	73	35
	2	78	107	29	47	85	38	40	77	37
	3	62	79	17	48	83	35	41	81	40
	4	51	81	30	48	76	28	37	84	47
	5	72	92	20	44	81	37	37	95	58
	6	54	80	26	45	95	50	40	92	52
	計	370	534	164	280	512	232	233	502	269
芝久保小	1	37	50	13	28	69	41	20	62	42
	2	48	72	24	27	67	40	18	63	45
	3	44	63	19	28	66	38	17	67	50
	4	40	57	17	28	66	38	17	69	52
	5	49	65	16	29	53	24	18	74	56
	6	43	47	4	27	53	26	19	69	50
	計	261	354	93	167	374	207	109	404	295
栄小	1	83	98	15	89	85	△ 4	75	75	0
	2	80	103	23	89	97	8	77	78	1
	3	95	83	△ 12	89	98	9	82	80	△ 2
	4	80	93	13	83	92	9	79	83	4
	5	116	92	△ 24	81	78	△ 3	80	88	8
	6	75	85	10	76	105	29	83	85	2
	計	529	554	25	507	555	48	476	489	13

学校名	学年	平成17年			平成22年推計			平成27年推計		
		合併推計	実数(5/1)	差	合併推計	18年推計	差	合併推計	18年推計	差
泉小	1	48	46	△ 2	38	40	2	26	37	11
	2	71	52	△ 19	43	46	3	27	39	12
	3	66	56	△ 10	45	47	2	29	39	10
	4	64	51	△ 13	44	43	△ 1	31	40	9
	5	55	53	△ 2	44	39	△ 5	34	35	1
	6	61	71	10	44	45	1	34	40	6
	計	365	329	△ 36	258	260	2	181	230	49
谷戸二小	1	68	93	25	60	73	13	48	77	29
	2	69	90	21	62	76	14	50	78	28
	3	83	92	9	64	83	19	52	79	27
	4	74	75	1	65	89	24	54	82	28
	5	66	93	27	68	97	29	55	76	21
	6	86	93	7	67	95	28	56	73	17
	計	446	536	90	386	513	127	315	465	150
東小	1	41	52	11	41	51	10	26	52	26
	2	50	67	17	39	42	3	28	54	26
	3	52	68	16	36	49	13	29	55	26
	4	46	61	15	35	45	10	28	56	28
	5	45	67	22	33	48	15	28	56	28
	6	38	57	19	30	54	24	30	51	21
	計	272	372	100	214	289	75	169	324	155
柳沢小	1	53	81	28	41	55	14	29	60	31
	2	60	74	14	42	54	12	28	61	33
	3	44	69	25	46	56	10	29	62	33
	4	66	68	2	47	64	17	30	63	33
	5	69	73	4	46	73	27	32	51	19
	6	52	75	23	46	76	30	34	55	21
	計	344	440	96	268	378	110	182	352	170
上向台小	1	41	102	61	36	171	135	27	108	81
	2	46	95	49	41	171	130	28	114	86
	3	55	95	40	37	161	124	28	117	89
	4	53	79	26	40	143	103	32	122	90
	5	42	80	38	39	162	123	30	165	135
	6	58	92	34	35	127	92	30	171	141
	計	295	543	248	228	935	707	175	797	622
本町小	1	55	58	3	52	58	6	39	63	24
	2	53	61	8	48	61	13	40	64	24
	3	52	64	12	44	59	15	40	76	36
	4	48	49	1	44	57	13	38	65	27
	5	58	52	△ 6	42	47	5	38	56	18
	6	54	58	4	41	58	17	38	58	20
	計	320	342	22	271	340	69	233	382	149

学校名	学年	平成17年			平成22年推計			平成27年推計		
		合併推計	実数(5/1)	差	合併推計	18年推計	差	合併推計	18年推計	差
住吉小	1	38	46	8	34	66	32	22	62	40
	2	35	41	6	31	70	39	22	71	49
	3	41	43	2	31	61	30	23	69	46
	4	48	52	4	29	57	28	22	72	50
	5	55	67	12	28	46	18	22	69	47
	6	39	57	18	28	54	26	24	66	42
	計	256	306	50	181	354	173	135	409	274
けやき小	1	97	141	44	83	92	9	57	91	34
	2	121	126	5	86	105	19	62	94	32
	3	111	125	14	89	111	22	67	95	28
	4	105	119	14	89	109	20	68	99	31
	5	135	130	△ 5	86	115	29	75	90	15
	6	109	114	5	89	139	50	73	92	19
	計	678	755	77	522	671	149	402	561	159

今後の会議日程（予定）について

第１回会議　　平成 19 年 6 月 28 日（木）

第 2 回会議　　7 月下旬～8 月上旬

第 3 回会議　　8 月下旬

第 4 回会議　　10 月上旬

第 5 回会議　　平成 20 年 1 月中旬

第 6 回会議　　2 月中旬

会議録

会議の名称	西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　第 1 回会議
開催日時	平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）午後 3 時から午後 5 時 10 分まで
開催場所	保谷庁舎 3 階会議室
出席者	委員：13 名出席（順不同、敬称略） 葉養 正明（座長）、住田 佳子（副座長）、川合 眞理子、鶴田 清司、谷戸 美代子、嶋田 文子、塩沼 惠美子、早川 肇、菅野 美鈴、藤平 洋子、佐々木 英夫、浅倉 隆壽、椎野 芳挙
	事務局：宮崎 美代子（教育長）、村野 正男（学校教育部長）、青柳 昌一（教育庶務課長）、富田 和明（学務課長）、保谷 俊章（学務係長）、近藤 直（学務係） コンサル：久保田 剛（都市環境計画研究所）
議題	1. 座長の決定 2. 副座長の決定 3. 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴要領について 4. 会議録の記録方法について 5. 学校施設の配置状況について 6. 今後の予定について
会議資料の名称	・次第 ・西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　委員名簿 ・西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会設置要綱 ・西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴要領 ・様式第 1 号（第 3 関係）西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴者名簿 ・西東京市市民参加条例施行規則 ・人口推計数値比較 ・学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書 ・学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書概要版 ・今後の会議日程（予定）について
記録方法	□　全文記録 □　発言者の発言内容ごとの要点記録 ■　会議内容の要点記録

会議内容

【次第】

1. 教育長あいさつ
2. 依頼状及び任命書手交
3. 委員紹介（自己紹介）
4. 事務局紹介
5. 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会設置要綱について

【議題】

1　座長の決定

・委員の互選により、葉養委員を座長に決定した。

2　副座長の決定

・委員より、事務局案を提示してほしいとの意見があり、事務局は、これまでの経験等から、住田委員にお願いしたい旨、提案した。

・委員の了承により、副座長に決定した。

3　西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴要領について

・傍聴要領について確認、了承した。

4　会議の記録方法について

・会議内容の要点を記録することに決定した。

5　学校施設の配置状況について

・第 1 回と第 2 回は、自由討論とし、各委員の「まわりの学校の状況」、「感じていること」、「できればいいと思っていること」等について発言してもらうこととした。

【検討懇談会の主旨、目標について確認】

・検討懇談会について、どういう議論をし、どのような報告をする必要があるのか（到達点）について質問が出された。

事務局見解：部内検討委員会報告書を素材としつつ、しかし、これには拘束されずに、基本的な方向性（たとえば、1～6 年生が全て単学級になった時に、学校の統合について考えるなど）についての意見を頂きたい。

・要綱に基づいて、どこまで掘り下げて検討できるかという問題がある。基本的な考え方や方向づけをするというレベルになると考えている。

【適正規模について】

・適正規模とは、施設収容力の問題もあるが、学級数について、どのくらいを上限、下限と考えるかにあると思う。（文科省では、12～18 学級「小学校は 1 学年 2～3 学級、中学校は 4～6 学級」を標準としている。）

・40 年代以降、集合住宅が出来ると、一時的に若い世代が入居するが、その子どもたちは、育ってしまうと地域から出て行ってしまう。

・これまでは、住所により学校（指定校）が決まっていたが、学校選択制によってそのバランスが崩れた。

・学校には、子どもの思い入れ、親の思い入れがある。学校選択制との兼ね合いが大事。

・現状のアンバランスをどう評価するか。推計上、単学級化しないということであれば、特に大きくなりすぎる学校をどう調整するか。

・喫緊の課題として、児童数の急増により施設の対応が必要な学校がある。

・上向台小学校は、市の南西端（他市に接している）にあり、近年の大規模工場の移転に伴う、大規模マンション建設により、近隣校を含め、児童数が急増している。このような理由から、線引き（通学区域）を変更してもあまり変わらないのではないか。教室の増設により敷地も狭くなることから、校舎の高層化等により対応するほかない。

・中原小学校は、1000 人規模の校舎を有している。多目的室、ランチルームなどを転用すれば、対応は可能であるが、それらは、現在、学校の特色になっている。

・1 学級減少すると、教員 2 名が減少する。小規模校化するとクラブ活動そのものにも

影響がある（規模が大きいとクラブの種類も多い）。また、余裕教室がないと少人数指導も実施できない。
・ハード面（敷地に対しての教室数確保）が難しいのであれば、近くのグラウンドを利用するなど、運営面でもっと緩やかにすることは可能ではないか。
・自転車通学は危険であるから認めていない現状である。
・予算が大きく関わる問題。けやき小のような形であれば、学校の統合についても受け取り方が異なるように思う。
・財政事情やあらたな場所を確保する問題からも新設校は難しいと思う。通学区域を変更するのは、地域組織（自治会等）との関係、地域の感情があり、市町村合併と同じくらい難しいし、時間もかかる。複数の学校へ通学できるように部分的に調整区域を設けたり、学校選択制を活用することも考えられる。

【学校選択の要因（親の立場として大事に考えていること）】
・地域によっては、指定校への通学に 40～50 分かかるところもある。
小学校 1 年生では、体力的にも厳しい。保育園・幼稚園の友達関係以上に、地理的に身近なところを選んでいる。
・先生の授業の様子、取り組みを見てから決めたいと考えている。
・中学校では、友達関係は重要な要素。また、取り組みたいクラブ活動がその学校にあるのかも大きな要因になってくる。
※学校選択制利用については、アンケートを実施している。次回、資料として提供する。

・本市においては、近隣する学校同士の問題もある。一方で質の高い学校としてのあり方、将来性を考えて、小中一貫校というビジョンも持てると思う。

6　今後の予定について
・第 2 回は、7 月 23 日（月曜日）午後 3 時より開催する。

以上

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

第２回会議次第

日　時：平成 19 年７月 23 日（月）
　　午後３時～
場　所：保谷庁舎４階理事者室

【議題】　１　第１回会議　会議録について

２　学校施設適正規模・適正配置について

３　次回の会議日程について

平成１９年度学校選択申立者アンケート結果

学校種別	申立者	回答者	回答率
小学校	107	101	94%
中学校	132	121	92%
小･中学校計	239	222	93%

＜アンケート実施方法＞
学校選択申し立ての際、回答者および選択希望校を無記名にて回答を依頼
学校を選択する際に考慮した項目（小学校１１項目･中学校１４項目）に○印
（複数回答可能）をつける方法で実施

学校の選択基準（小学校）

学校の近さや通学のしやすさ	58%
子供の友人関係	51%
本人の希望	37%
地元とのつながり	19%
教育活動の内容	16%
学校（児童･生徒）が落ち着いている	13%
学校の施設設備の整備状況	12%
教職員の熱意等	11%
児童･生徒数が少ない	10%
児童･生徒数が多い	10%
その他（親･兄姉が通っていた）	1%
部活動	-
標準服のデザイン	-
高校への進学状況	-

学校の選択基準（中学校）

本人の希望	83%
子供の友人関係	59%
部活動	54%
学校の近さや通学のしやすさ	33%
学校（児童･生徒）が落ち着いている	20%
教育活動の内容	18%
教職員の熱意等	18%
学校の施設設備の整備状況	8%
地元とのつながり	7%
標準服のデザイン	7%
高校への進学状況	4%
児童･生徒数が少ない	3%
児童･生徒数が多い	3%
その他（親･兄姉が通っていた）	1%

■学校規模に関する定義

文部科学省 標準

- **学級数が概ね１２学級から１８学級であること。**
- **通学距離は、小学校は概ね４km 以内、中学校は概ね６km 以内であること。**

学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）
最終改正：平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号

第二章　小学校

第十七条　小学校の学級数は、**十二学級以上十八学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第三章　中学校

第五十五条　第十七条、（中略）から第四十九条までの規定は、**中学校に、これを準用**する。（後略）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号）
最終改正：平成一九年三月二二日政令第五五号

（適正な学校規模の条件）

第四条　法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一　学級数がおおむね**十二学級から十八学級**までであること。

二　通学距離が、**小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内**であること。

２　五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

３　統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

西東京市の現況（平成 19 年度）

	11 学級以下	12～18 学級	19～24 学級	25 学級以上
小学校	3 校（＊1）	13 校	3 校（＊2）	0 校
中学校	4 校（＊3）	5 校	0 校	0 校

（＊1）住吉小（10 学級）、泉小（11 学級）、東小（11 学級）
（＊2）向台小（19 学級）、上向台小（22 学級）、けやき小（22 学級）
（＊3）柳沢中（9学級）、田無第一中（11 学級）、田無第二中（11 学級）、明保中（11 学級）

規模格差

	児童生徒数			学級数		
	最小校	最大校	格　差	最小校	最大校	格　差
小学校	266 人	760 人	2.86 倍	10 学級	22 学級	2.20 倍
中学校	333 人	551 人	1.65 倍	9 学級	15 学級	1.67 倍

■小学校通学区域と中学校通学区域

※ 概ね、１つの中学校の通学区域は、２つの小学校の通学区域より構成されている。

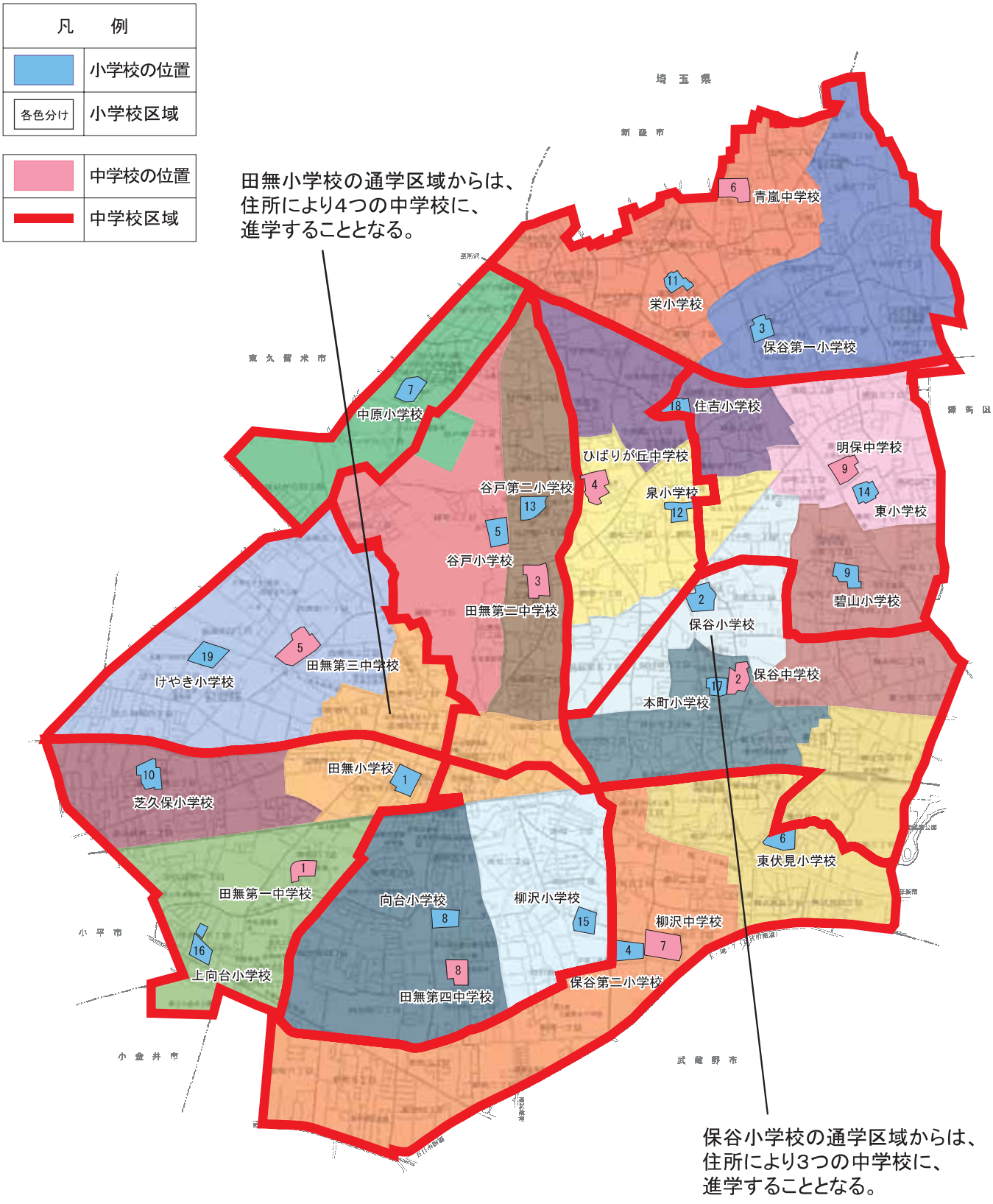

■通学区域内最長通学距離（小学校）

凡　例	
	小学校の位置
	学区域内 最長通学距離

※市全体での最長距離は、
新町六丁目から保谷第二小の約2,100m

■通学区域内最長通学距離（中学校）

凡　例	
	中学校の位置
	学区域内 最長通学距離

※市全体での最長距離は、
新町六丁目から柳沢中の約2,300m

■クラス数と教員配置

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく小中学校等教職員定数の標準

※　各教科にどのように配置するかは、学校の申請に基づき決定されるので、実際には配置例とは異なる教員配置を行う学校もあります。

○ 小学校

学級数	全科	音楽	図工	家庭	計
5	5	1			6
6	6	1	1		8
7	7	1	1		9
8	8	1	1		１０
9	9	1	1		１１
１０	１０	1	1		１２
１１	１１	1	1		１３
１２	１２	1	1		１４
１３	１３	1	1		１５
１４	１４	1	1		１６
１５	１５	1	1	1	１８
１６	１６	1	1	1	１９
１７	１７	1	1	1	２０
１８	１８	1	1	1	２１

○ 中学校

学級数	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技術	家庭	英語	計
3	1	1	1	1	1		1	1	1	1	9
4	1	1	1	1	1		1	1	1	1	9
5	1	1	1	1	1		1	1	1	1	9
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
7	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	12
8	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	13
9	2	2	1	1	1	1	2	1	1	2	14
１０	2	2	2	1	1	1	2	1	1	2	15
１１	2	2	2	2	1	1	2	1	1	2	16
１２	3	3	2	2	1	1	2	1	1	2	18
１３	3	3	2	2	1	1	2	1	1	3	19
１４	3	3	3	2	1	1	2	1	1	3	20
１５	3	3	3	3	2	1	2	1	1	3	22
１６	4	3	3	3	2	1	3	1	1	3	24
１７	4	3	3	3	2	2	3	1	1	3	25
１８	4	4	3	3	2	2	3	1	1	4	27

平成１９年度東京都公立小学校教職員定数配当一般方針

１　校長　　本校１校　１人

２　教頭（分校主任）

「平成１９年度小学校教職員定数配当基準表」（別表）の教頭（分校主任）定数のとおりとする。

３　一般教諭

平成１９年度に編制した学級数を基礎として算出される通常の学級担任教諭（全科担当教諭）、音楽・図工・家庭等の学級担任外教諭（専科担当教諭）及び特別支援学級等担任教諭並びに指導方法の改善等に伴う加配教員の合計数とする。

（１）通常の学級担任教諭及び学級担任外教諭

「平成１９年度小学校教職員定数配当基準表」（別表）の教諭定数のとおりとする。ただし、複式学級を編制する島しょ地区の５学級以下の学校については、別表の定数に１人付加する。

（２）指導方法の改善等に伴う加配教員

「指導方法の改善に伴う教職員配置の基本的な考え方」に基づき、ティームティーチング・少人数授業等を実施する加配数を各区市教育委員会、多摩教育事務所西多摩支所及び教育庁各出張所ごとに決定する。

（３）特別支援学級担任教諭

障害種別に「（学級数×１人）＋１人」

ただし、少人数、訪問学級及び養護学園学級担任教諭の定数については次の基準による。

ア　少人数

固定学級　　児童数　２人以下　教諭１人（情緒障害の通級指導学級を含む。）

通級指導学級　児童数　４人以下　教諭１人

イ　訪問学級担任教諭

入級児童　　１人～　４人　　教諭１人

５人～　８人　　教諭２人

９人～１２人　　教諭３人　以下、４人増すごとに教諭１人増

ウ　養護学園学級担任教諭

平成１９年度に編制した学級数を基礎として、養護学園ごとに「（学級数×１人）＋２人」

（４）日本語学級担任教諭

（学級数×１人）＋１人

４　養護教諭

「平成１９年度小学校教職員定数配当基準表」（別表）の養護教諭定数のとおりとする。

5　学校栄養職員

（1）完全給食単独実施校　　2校に1人

（2）共同調理場　　児童数

1～　2，500人	1人
2，501～　5，000人	2人
5，001～10，000人	3人
10，001人以上	4人

（3）配当に当たっては、区市町村教育委員会の意見を参考に従前の例により東京都教育委員会が決定する。

6　充当指導主事等　　別途通知する。

7　事務職員

（1）本校1校　1人

（2）補正定数

補正定数は次の2項目とし、東京都教育委員会が決定する。

ア　学級数補正

イ　要保護、準要保護児童数補正

8　産休、育休代替

現員が定数を超える学校において、当該教科で産休・育休取得者が生じた場合は、原則として補充は行わない。

9　復職者の取扱い

休職者が復職したことにより現員が定数を超えた場合は、原則として3か月以内に定数内に収まるよう必要な措置を講ずること。

10　定数の更正等

（1）平成19年4月2日以降、学級編制に変更（増減）が生じた場合は、定数の更正を行う。

（2）欠員の充員については、人事計画課（又は多摩教育事務所）の承認を得て採用等の事務を開始するものとする（参考　「東京都公立学校の教職員の充員について」（昭和52年3月16日付51教人人発第261号））。

（別表）

平成19年度小学校教職員定数配当基準表

学級数	教員定数				事務職員定数	計	学級数	教員定数				事務職員定数	計
	校長	教頭	教諭	養護教諭				校長	教頭	教諭	養護教諭		
1	1	1	2	1	0	5	21	1	1	24	1	1	28
2	1	1	3	1	0	6	22	1	1	25	1	1	29
3	1	1	4	1	1	8	23	1	1	26	1	1	30
4	1	1	5	1	1	9	24	1	1	27	1	1	31
5	1	1	6	1	1	10	25	1	1	28	1	1	32
6	1	1	8	1	1	12	26	1	1	29	2	1	34
7	1	1	9	1	1	13	27	1	1	30	2	1	35
8	1	1	10	1	1	14	28	1	1	31	2	1	36
9	1	1	11	1	1	15	29	1	2	32	2	1	38
10	1	1	12	1	1	16	30	1	2	33	2	1	39
11	1	1	13	1	1	17	31	1	2	34	2	1	40
12	1	1	14	1	1	18	32	1	2	35	2	1	41
13	1	1	15	1	1	19	33	1	2	36	2	1	42
14	1	1	16	1	1	20	34	1	2	37	2	1	43
15	1	1	18	1	1	22	35	1	2	38	2	1	44
16	1	1	19	1	1	23	36	1	2	39	2	1	45
17	1	1	20	1	1	24	37	1	2	40	2	1	46
18	1	1	21	1	1	25	38	1	2	41	2	1	47
19	1	1	22	1	1	26	39	1	2	42	2	1	48
20	1	1	23	1	1	27	40	1	2	43	2	1	49

（注）　1　分校は、校長定数、養護教諭定数及び事務職員定数を減ずる。
　　2　教頭及び養護教諭の定数は、特別支援学級（固定）を含む学級数を基準とする。

平成１９年度東京都公立中学校教職員定数配当一般方針

１　校長　　本校１校　１人

２　教頭（分校主任）

「平成１９年度中学校教職員定数配当基準表」（別表）の教頭（分校主任）定数のとおりとする。

３　一般教諭

平成１９年度に編制した学級数を基礎として算出される各教科担任教諭及び特別支援学級等担任教諭並びに指導方法の改善等に伴う加配教員の合計数とする。

（１）各教科担任教諭

「平成１９年度中学校教職員定数配当基準表」（別表）の教諭定数のとおりとする（１９学級以上校には生活指導担当分の定数を含む。）。ただし、島しょ地区の３～５学級の学校については、別表の定数に１人付加する。

（２）指導方法の改善等に伴う加配教員

「指導方法の改善に伴う教職員配置の基本的な考え方」に基づき、ティームティーチング・少人数授業等を実施する加配数を各区市教育委員会、多摩教育事務所西多摩支所及び教育庁各出張所ごとに決定する。

（３）特別支援学級担任教諭

障害種別に　　１～３学級規模校　「（学級数×１人）＋１人」

４学級規模以上校　「（学級数×１人）＋２人」

ただし、少人数及び訪問学級担任教諭の定数については次の基準による。

ア　少人数

固定学級　　生徒数　２人以下　教諭１人（情緒障害の通級指導学級を含む。）

通級指導学級　生徒数　４人以下　教諭１人

イ　訪問学級担任教諭

入級生徒　　１人～　４人　　教諭１人

５人～　８人　　教諭２人

９人～１２人　　教諭３人　以下、４人増すごとに教諭１人増

（４）日本語学級担任教諭

（学級数×１人）＋１人

（５）夜間学級担任教諭

１校（３学級規模）当たり７人（「通常の学級定数基準」は適用しない。）

４　養護教諭

「平成１９年度中学校教職員定数配当基準表」（別表）の養護教諭定数のとおりとする。

5　学校栄養職員

（1）完全給食単独実施校　　2校に1人

（2）共同調理場　　生徒数

1～　2，500人	1人
2，501～　5，000人	2人
5，001～10，000人	3人
10，001人以上	4人

（3）配当に当たっては、区市町村教育委員会の意見を参考に従前の例により東京都教育委員会が決定する。

6　充当指導主事等　　別途通知する。

7　事務職員

（1）本校1校　1人

（2）補正定数

補正定数は次の2項目とし、東京都教育委員会が決定する。

ア　学級数補正

イ　要保護、準要保護生徒数補正

8　産休、育休代替

現員が定数を超える学校において、当該教科で産休・育休取得者が生じた場合は、原則として補充は行わない。

9　復職者の取扱い

休職者が復職したことにより現員が定数を超えた場合は、原則として3か月以内に定数内に収まるよう必要な措置を講ずること。

10　定数の更正等

（1）平成19年4月2日以降、学級編制に変更（増減）が生じた場合は、定数の更正を行う。

（2）欠員の充員については、人事計画課（又は多摩教育事務所）の承認を得て採用等の事務を開始するものとする（参考　「東京都公立学校の教職員の充員について」（昭和52年3月16日付51教人人発第261号））。

（別表）

平成19年度中学校教職員定数配当基準表

学級数	教員定数				事務職員定数	計	学級数	教員定数				事務職員定数	計
	校長	教頭（分校主任）	教諭	養護教諭				校長	教頭（分校主任）	教諭	養護教諭		
1	1	1	4	1	1	8	21	1	1	33	1	1	37
2	1	1	5	1	1	9	22	1	1	34	1	1	38
3	1	1	9	1	1	13	23	1	1	36	1	1	40
4	1	1	9	1	1	13	24	1	1	37	1	1	41
5	1	1	9	1	1	13	25	1	1	39	1	1	43
6	1	1	10	1	1	14	26	1	1	39	2	1	44
7	1	1	12	1	1	16	27	1	1	41	2	1	46
8	1	1	13	1	1	17	28	1	1	42	2	1	47
9	1	1	14	1	1	18	29	1	2	44	2	1	50
10	1	1	15	1	1	19	30	1	2	45	2	1	51
11	1	1	16	1	1	20	31	1	2	47	2	1	53
12	1	1	18	1	1	22	32	1	2	49	2	1	55
13	1	1	19	1	1	23	33	1	2	51	2	1	57
14	1	1	20	1	1	24	34	1	2	53	2	1	59
15	1	1	22	1	1	26	35	1	2	54	2	1	60
16	1	1	24	1	1	28	36	1	2	55	2	1	61
17	1	1	25	1	1	29	37	1	2	57	2	1	63
18	1	1	27	1	1	31	38	1	2	59	2	1	65
19	1	1	29	1	1	33	39	1	2	60	2	1	66
20	1	1	31	1	1	35	40	1	2	61	2	1	67

（注）　1　分校は、校長定数、養護教諭定数及び事務職員定数を減ずる。
　　2　教頭及び養護教諭の定数は、特別支援学級(固定)を含む学級数を基準とする。
　　3　18学級以上校には、生活指導担当分の定数を含む。

会議録

会議の名称	西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　第 2 回会議
開催日時	平成 19 年 7 月 23 日（月曜日）午後 3 時から午後 5 時まで
開催場所	保谷庁舎 4 階理事者室
出席者	委員：10 名出席（順不同、敬称略） 葉養 正明（座長）、住田 佳子（副座長）、鶴田 清司、谷戸 美代子、嶋田 文子、塩沼 惠美子、菅野 美鈴、藤平 洋子、佐々木 英夫、浅倉 隆壽
	事務局：青柳 昌一（教育企画課長）、保谷 俊章（教育企画課学務係長）、近藤 直（教育企画課学務係）、清水 達美（教育企画課企画調整係） コンサル：久保田 剛（都市環境計画研究所）
議題	1. 第 1 回会議　会議録の確認 2. 学校施設適正規模・適正配置について 3. 次回の会議日程について
会議資料の名称	・次第 ・平成 19 年度学校選択申立者アンケート結果 ・学校規模に関する定義（文部科学省標準・西東京市の現況、規模格差） ・通学区域内最長通学距離（小学校・中学校） ・小学校通学区域と中学校通学区域 ・クラス数と教員配置（平成 19 年度東京都公立小学校教職員定数配当一般方針、平成 19 年度小学校教職員定数配当基準表、平成 19 年度東京都公立中学校教職員定数配当一般方針、平成 19 年度中学校教職員定数配当基準表）
記録方法	□　全文記録 □　発言者の発言内容ごとの要点記録 ■　会議内容の要点記録

会議内容

【議題】

1　第 1 回会議　会議録の確認

・会議録の確認を行った。

2　学校施設適正規模・適正配置について

・事務局より配布資料について説明

・本日の配布資料についての質疑およびこれら資料を踏まえた自由討論を行った。

学校選択制について

○アンケート結果

・アンケートの選択肢「本人の希望」は、その内容が何を意味しているか明確になっていない。（他の選択肢の複合ということもある。）

・年次ごとの推移が知りたい。

・事務局：次回資料提供したい。

○制度について
・選択できるようになったのはいいこと。
・定員オーバーの学校は、抽選の結果ではずれると本来の住所で指定された通学区域の学校へ行かざるを得ない。
・希望する学校へ行くために、家を探して引越する人までいる。
・事務局：18 年度の入学までは、抽選を行ってない。19 年度は、2 校で実施した。（上向台小：入学枠 5 名、応募 9 名。保谷中：入学枠 40 名、応募 63 名）
・新小 1、新中 1 の人数を事前（前年の秋などに）公表するのはどうか。
・情報として有用であると思うが、それ以上に学校の評判（特に悪いうわさ）の方が流れる。むしろ保護者としてはそちらが気になる。
・昔からの地域とのつながりという部分が弱くなった。（地域でいろいろと地域活動する上でもやりにくくなっている。）
・地域が大切になっている時代に逆行する流れになっている。

○制度利用の要因について
・事務局：保谷中への応募が多い点は、部活動が活発という意見が多い。
・保谷中は、制服が変わったことでも、人気が出た。
・事務局：エアコンなどの学校施設の差で、一部の学校に希望者が集中することはないと思われる。

合併による通学区域、指定校変更特例措置の利用状況
・合併により、市の形がよくなった。
・他の通学区域を通って通う地域もある。（田無第二中）
・小学校の最長通学距離 2,100mはどのように通っているのか。
・事務局：指定校は保谷第二小となっているが、指定校変更特例措置を利用し、新町 5・6 丁目は上向台小、新町 2（一部）・3・4・5（一部）丁目は向台小、新町 1・2 丁目はそのまま保谷第二小へ通っている。現状は、この距離を通学することはなくなっている。

区域外通学の状況
・区域外通学については、受け入れ側の自治体の意向が優先される仕組みになっている。
・事務局：西東京市へ流入するケースはあまりない。練馬区との境で練馬区へ区域外通学するケースは見られる。

教員配置
・中学校 15 学級で、主要 5 科目の先生が各学年に 1 人ずついることになることから、15 学級が適正という考えがさまざまな自治体で見られる。

適正規模・適正配置
・（1）通学距離、時間　（2）学級数の適正規模　（3）教員配置の 3 つのファクターが重なり合って、適正規模、適正配置の問題は成り立っている。
・ある程度のまとまり（ゆるやかな範囲）の中で考えてみてはどうか。（北区では、中学校を単位としたファミリー制で検討を行った。）

・地域とのつながりをある程度守るという観点でよいと思うし、面白い構想であると思う。ただ各論に入ると線引きの部分での難しさはあると思う。
・たとえば、谷戸小と谷戸第二小、柳沢小と保谷第二小などのように距離的に近いものを考えていくことでもよいし、本町小と保谷中のように、小中連携、あるいは未来を展望しての一貫校という視点を入れるということも、将来へのビジョンとしてはあってもいいのではないか。
・一つの小学校区が複数の中学校区に分かれてしまうという小中学校の通学区域の不整合については、地域では、どのように受けとめられているのか。
・昔からの歴史の中で、当然のように受け入れていると思う。
・事務局：子育て支援計画では、市内を 5 ブロックに分けている。子育て支援計画のブロック範囲については、次回資料提供したい。

私学への進学状況について
・私学への進学状況については把握されているのか。
・事務局：年度によって傾向が異なるが、概ね私立小学校へは 5%程度、私立中学校へは 20～28%程度。
・経年変化を捉えることはできるのか。
・事務局：過去の集計では、私学への進学だけでなく、他市への転出や特別支援学級なども含まれているなど、同一の集計になっていないため難しい。

次回について
・（第 3 回）：8 月 22 日（水曜日）午後 3 時より　保谷庁舎 3 階会議室にて

・児童福祉の 5 ブロックが学校を考える上でも利用できるのであればそれと連携することは望ましい。次回は、その範囲の中で、規模の問題、通学区域が納まるのか、そして選択制問題を絡ませて、議論を積み上げていくこととしたい。

以上

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

第３回会議次第

日　時：平成 19 年８月 22 日（水）
　　午後３時～
場　所：保谷庁舎３階会議室

【議題】　１　第２回会議　会議録の確認について

２　学校施設適正規模・適正配置について

３　次回の会議日程について

学校選択申立者アンケート　学校選択基準の推移

※平成17年度はアンケート未実施につきデータなし
複数回答につき各年度の合計は100%にはならない

学校の選択基準（小学校）	年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	導入時との比較
	回答件数（回答率）	93件（92%）	65件（88%）	ー	92件（93%）	101件（94%）	
	学校の近さや通学のしやすさ	71%	59%	ー	55%	58%	↘
	子供の友人関係	60%	52%	ー	63%	51%	↘
	本人の希望	44%	41%	ー	49%	37%	↘
	地元とのつながり	17%	11%	ー	18%	19%	→
	教育活動の内容	20%	19%	ー	23%	16%	↘
	学校（児童・生徒）が落ち着いている	14%	20%	ー	16%	13%	→
	学校の施設設備の整備状況	16%	28%	ー	17%	12%	↘
	教職員の熱意等	18%	11%	ー	14%	11%	↘
	児童・生徒数が少ない	15%	20%	ー	8%	10%	↘
	児童・生徒数が多い	5%	3%	ー	10%	10%	↗
	その他（親・兄姉が通っていた）	0%	0%	ー	3%	1%	→

学校の選択基準（中学校）	年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	導入時との比較
	回答件数（回答率）	53件（98%）	85件（93%）	ー	104件（89%）	121件（92%）	
	本人の希望	91%	94%	ー	88%	83%	↘
	子供の友人関係	68%	69%	ー	71%	59%	↘
	部活動	57%	41%	ー	43%	54%	↘
	学校の近さや通学のしやすさ	34%	46%	ー	34%	33%	→
	学校（児童・生徒）が落ち着いている	13%	13%	ー	14%	20%	↗
	教育活動の内容	17%	17%	ー	14%	18%	→
	教職員の熱意等	15%	21%	ー	14%	18%	↗
	学校の施設設備の整備状況	4%	2%	ー	8%	8%	↗
	地元とのつながり	9%	7%	ー	10%	7%	→
	標準服のデザイン	6%	4%	ー	7%	7%	→
	高校への進学状況	2%	4%	ー	4%	4%	→
	児童・生徒数が少ない	4%	2%	ー	3%	3%	→
	児童・生徒数が多い	0%	5%	ー	3%	3%	↗
	その他（親・兄姉が通っていた）	0%	2%	ー	1%	1%	→

平成19年度　市内小中学校在籍者数および私立･国立等就学者数

小学校		市内公立小学校	私立小学校	国立小学校	養護学校	他区市公立小学校	合計
1年生	児童数	1,565	72	12	6	8	1,663
	構成比	94.1%	4.3%	0.7%	0.4%	0.5%	100%
2年生	児童数	1,520	58	26	11	10	1,625
	構成比	93.5%	3.6%	1.6%	0.7%	0.6%	100%
3年生	児童数	1,609	68	12	6	6	1,701
	構成比	94.6%	4.0%	0.7%	0.4%	0.4%	100%
4年生	児童数	1,601	57	19	7	11	1,695
	構成比	94.5%	3.4%	1.1%	0.4%	0.6%	100%
5年生	児童数	1,619	63	16	5	9	1,712
	構成比	94.6%	3.7%	0.9%	0.3%	0.5%	100%
6年生	児童数	1,542	56	15	9	16	1,638
	構成比	94.1%	3.4%	0.9%	0.5%	1.0%	100%
合計	児童数	9,456	374	100	44	60	10,034
	構成比	94.2%	3.7%	1.0%	0.4%	0.6%	100%

中学校		市内公立中学校	私立中学校	国立中学校	養護学校	他区市公立中学校	合計
1年生	生徒数	1,353	309	27	12	9	1,710
	構成比	79.1%	18.1%	1.6%	0.7%	0.5%	100%
2年生	生徒数	1,314	305	22	10	18	1,669
	構成比	78.7%	18.3%	1.3%	0.6%	1.1%	100%
3年生	生徒数	1,215	316	24	9	31	1,595
	構成比	76.2%	19.8%	1.5%	0.6%	1.9%	100%
計	生徒数	3,882	930	73	31	58	4,974
	構成比	78.0%	18.7%	1.5%	0.6%	1.2%	100%

※市内小･中学校児童生徒数は平成19年7月1日現在の数値
※私立･国立･養護･他区市学校への就学者は平成19年8月15日現在で集計したもの
※都立の中高一貫校は他区市公立中学校に含む

４－１　子どもと家庭の支援

４－１－１子育て期の支援

行政の各部署が力を合わせて、支援を統合的にすすめます。これまで、各部署が縦割りに陥りがちであったことを見直し、市内をいくつかのブロックに分け、市民を中心に近隣の保育施設や児童館、学校や幼稚園、公民館などが分担と協働により利用しやすい行政サービスになるように見直します。保育所や学童クラブへの入所を中心にした子育て支援を推進しながら、すべての子育て家庭・子どもたちへの支援を拡充します。

西東京市の子ども支援施策の拠点として、(仮称)こどもの総合支援センターを整備し、要保護児童・家庭に対する専門相談・ソーシャルワーク、支援コーディネートを行います。

保育サービスについては、働きながら子育てできる環境を整えるため、待機児童の解消に努めます。また、市内の公立保育園のブロック化を行うとともに、中心となる基幹型保育園を指定し、保育所に求められるサービス機能をブロックごとに分担します。

また、働きながら子育てを行っている家庭のみならず地域のすべての子育て家庭に対する支援の拠点として、各ブロックごとに基幹型保育園と連動した地域子育て支援センターを設置し、ブロックの中心的役割として地域の子育て家庭への支援を行います。

短期的・一時的に必要な保育ニーズへの対応システムも引き続き検討していきます。

学齢期の子どもたちの放課後については、子どもたちの楽しく安全な居場所を多様につくりだすことをめざして、保育に欠ける子どもの学童クラブ事業と、多くの子どもたちが安全に遊べる環境整備の両方のシステムを充実していきます。

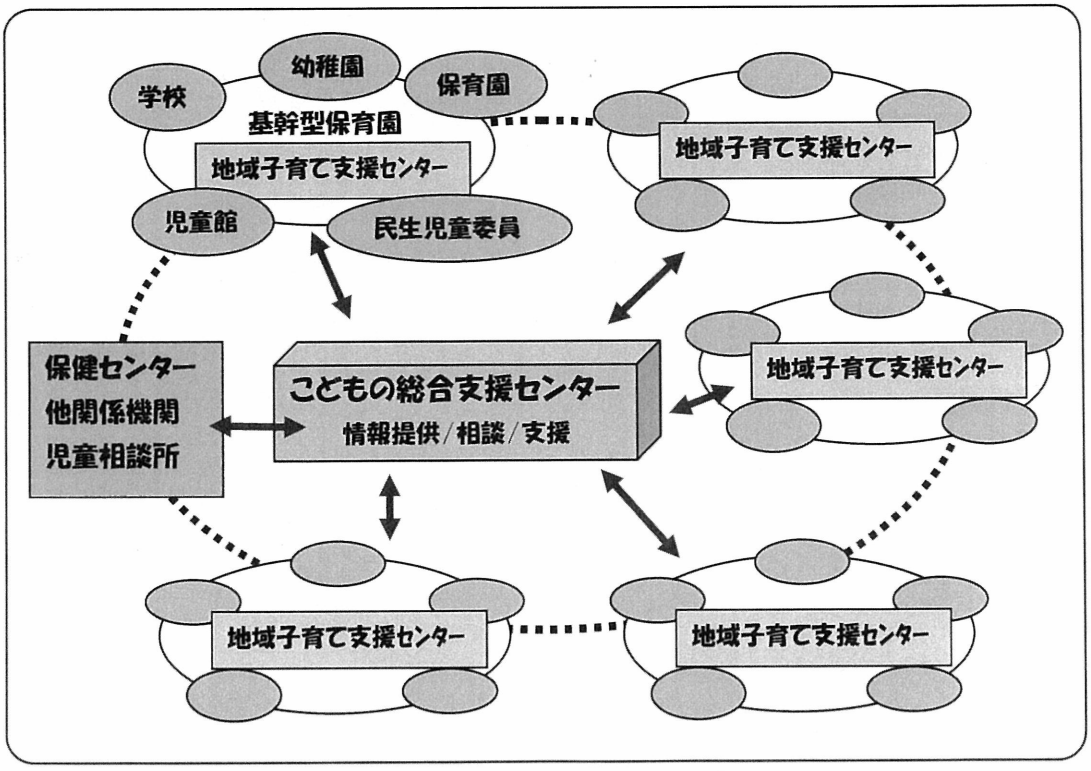

出典：西東京市子育ち・子育てワイワイプラン
西東京市子育て支援計画
平成19年度見直し　P49より

西東京市児童館新ブロック構想　　児童課　18.12月

							児童館再編成構想案			既存ﾌﾞﾛｯｸ編成		
グループ	小学校	中学校	認可・認証保育園	幼稚園	基幹型保育園	地域型保育園	拠点型	特化型	地域型	児童館	学童クラブ	状況
A	住吉			つくし	ひがし		中町	下保谷	ひばりが丘北	下保谷	下保谷	児併
	保谷第一	青嵐		みどり		こまどり					保谷第一	校内
						しもほうや				ひば北	ひばり北	児併
	栄	明保									住吉	校内
			和泉保育園	東京女子	なかまち					中町	中町	児併
	碧山	保谷		クリストロア		はこべら					本町	校庭
	東		平塚保育室	宝樹院		ほうやちょう					東	校庭
	保谷	明保										
B				ひなぎく	すみよし		みどり	ひばりが丘	北原	北原	北原	児併
	本町		北原保育園	谷戸							本町第二	校内
	中原	ひばり・明保		ひばりが丘		みどり				ひばり	ひばり	児併
	谷戸	ひばり				ひばりが丘				みどり	みどり	児併
	谷戸第二	田無第2				田無乳児					泉	校内
	泉	保谷・ひばり									谷戸	単独
C	向台	保谷・柳沢	柳沢・サムエル・共同保育所にんじん・ドリームキッズ・東伏見・柳沢	武蔵野大学付属	やぎさわ		保谷柳沢	-	田無柳沢	田無柳	田無柳沢	児併
									新町	新町	新町	児併
				こみね					(東伏見分室)		向台	単独
	東伏見										向台第二	単独
	保谷第二	柳沢				向台				保谷柳	保谷柳沢	児併
	柳沢	田無第四				ひがしふしみ					保谷柳沢第二	校庭
											東伏見	児併
											東伏見第二	校内
D	けやき	田無第3	田無北芝	明成	けやき	西原	西原北	-	西原	西原	北芝久保	地内
			西東京雲母	田無いづみ		田無			田無	西原北	けやき	児併
	芝久保		ビーフェア田無	田無向丘		芝久保			芝久保		けやき第二	校内
	田無	田無1.2.3.4		田無富士見						田無	田無	児併
			ひまわり共同								田無第二	校庭
	上向台									芝久保	芝久保	児併
		田無第1									上向台	校内

検討懇談会の今後の進め方について

検討懇談会の議論の中で、以下の点についてご意見を頂きたいと考えています。

会議回数	議論のポイント：検討懇談会としてのご意見いただきたい事項
第３回（本日）	○適正配置の基本的な考え方 ・西東京市としての適正な学級規模数 ・西東京市としての適正な通学距離 →個々の学校が単独でさまざまな課題に対応することの難しさ、現状を踏まえブロック構想の考え方を取り入れることについて ・その他通学区域を考える上での視点 地域社会との連携：学校選択制 通学路の安全性：幹線道路、鉄道との関係 交友関係への配慮：小中学校の通学区域の整合
第４回（10 月下旬を予定）	○適正規模適正配置の実施に向けた具体的な方策 ・適正化への対応（実現に向けた方策と留意点） 基準づくりの検討 （実施手順の検討） （実現化の方策について）
第４・５回（第 5 回は 12 月を予定）	○配慮すること（教育施策等） ・特別支援教育との関連 ・学校教育施設の建替え、更新計画 ・小中一環教育との関連 ・少人数指導、習熟度別指導 ・中学校給食 ・40 人学級の見直し ・地域コミュニティ ・防災
第６回（１月を予定）	【とりまとめ】 ○適正規模適正配置検討懇談会報告書（構成案） １．西東京市の現状 ２．検討懇談会の位置づけ ３．適正規模適正配置の基本的な考え方【第３回検討懇談会より】 ４．適正規模適正配置の実施に向けた具体的な方策【第４回検討懇談会より】 ５．配慮すること【第５回検討懇談会より】

会議録

会議の名称	西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　第3回会議
開催日時	平成19年8月22日（水）午後3時から午後5時まで
開催場所	保谷庁舎3階会議室
出席者	委員：11名出席（順不同、敬称略） 葉養 正明（座長）、住田 佳子（副座長）、川合 眞理子、谷戸 美代子、嶋田 文子、塩沼 惠美子、菅野 美鈴、藤平 洋子、佐々木 英夫、浅倉 隆壽、椎野 芳挙 事務局：青柳 昌一（教育企画課長）、保谷 俊章（教育企画課学務係長）、清水 達美（教育企画課企画調整係） コンサル：久保田 剛（都市環境計画研究所）
議題	1．第2回会議　会議録の確認について 2．学校施設適正規模・適正配置について 3．次回の会議日程について
会議資料の名称	・次第 ・学校選択申立者アンケート　学校選択基準の推移 ・平成19年度　市内小中学校在籍者数および私立・国立等就学者数 ・子育て期の支援（「西東京市子育て支援計画　平成19年度見直し」より抜粋） ・西東京市児童館新ブロック構想（案） ・検討懇談会の今後の進め方について
記録方法	□全文記録　□発言者の発言内容ごとの要点記録　■会議内容の要点記録
会議内容	

○発言者名：
発言内容

【議題】
1　第2回会議　会議録の確認について
・会議録の確認を行った。

2　学校施設適正規模・適正配置について
・事務局より配布資料について説明

○ブロックという考え方を取り入れることについて
・適正規模適正配置については、西東京市全域をその対象とするが、何らかの基準が必要である。
・共通の基準となる通学距離の範囲（国の小学校は4キロ）と学校の適正規模（12～18学級）がある。
・一方で、地域性のまとまり、地域ごとの歴史・文化といったまとまりをベースに考えたほうが考えやすいとも思われる。

＜学校の規模数＞
・文部科学省の省令では12～18学級と設定されている。これは標準であるが基準ではない。この標準によって学習指導要領が作成されている側面もある。
・学校規模が小さくなると、部活の数も少なくなるという課題もあるが、これは別の考えとすべき。（子どもにとって良い環境を与えることが大事。）
・西東京市では今、一部の地域で（マンション開発により）子どもが増えているが、いずれ減る。この時期をどう乗り切るかにある。
・大規模マンションの出現が、当該地域の学校に与える影響を大きくしている。（開発業者に負担してもらう。広告等で学校についての記載をやめてもらう等の対策はとれないか。）
・学年が単学級になるとクラス替えができないため、小学校では6年間一緒の人間関係になってしまうなど、学校規模が小さい方が問題なのではないか。

＜地域性等について＞
・新しい時代の教育であるので、地域性を乗り越えるべきだと思うが、歴史のある学校など、地域へのこだわりを持ったほうがいい場合もある。
・地域の小学校の中でのかかわりから逃れて、全く違うところに行きたいという子どももいる。
・これまでの歴史、文化も大切だが、西東京市となったので、今ある施設を大切にして、うまく利用できないか。
・小学校では、地域性が大事。（保護者がまとまらない。選択制度と共存しながらも、ある程度のまとまりは必要。）
・地域の歴史や文化には、あまり意識がない。むしろ隣り合った学校同士でも差異が大きいと感じる。

＜検討懇談会が望ましいと考える方向性＞
・　子どもたちにとってよい環境で教育を受けさせたい。
・　子どもたちにとって、西東京市が自分たちの故郷だと意識できるような子育て

が大切。
・合併した西東京市としての現在の基準や線引きを明確にするべき。（合併後、特例措置により近くの学校に通えるようになったが、指定校自体は変わらず、いつまでも特別な地域という印象がある。新しい住民も増えているため、この点がすっきりしない。また、特例措置を利用するためには、市役所に手続きをしなければならない。）
・通学区域の線引きを見直しても、選択制度を実施しているため、受け皿になる。市民も無理なく受け入れられると思う。
・短いスパンの話ではなく、ある程度長期的に考えなければならない。

→中学校を基準にしたブロックを考える。
小学校と中学校の通学区域の整合は特段考えなくてよい。

【次回について】
・（第4回）：10月30日（火曜）午後3時より3階会議室にて

以上

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

第４回会議次第

日　時：平成 19 年 10 月 30 日（火）
　　午後３時～
場　所：保谷庁舎３階会議室

【議題】　１　第３回会議　会議録の確認について

２　学校施設適正規模・適正配置について

３　次回の会議日程について

資料―1

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

○第１回から第３回までの適正規模･適正配置検討懇談会におけるご意見を以下の提言概要（案）の形式で整理いたしました。

検討懇談会　提言概要（案）

はじめに	西東京市学校施設適正規模･適正配置検討懇談会についての説明と検討経緯。また本検討懇談会が考える、市立学校の教育環境等についてまとめる。
確認事項：検討懇談会が考える市立学校に望まれる教育環境とはどのようなものか。 検討懇談会では、次のようなご意見がありました。 ･子どもたちにとって､西東京市が自分たちの故郷だと意識できるような子育てが大切。 ・子どもたちにとって、よい教育環境で教育を受けさせたい。	

１．市立学校の現状	
規模、配置からみた市立学校の現状	現在の市立学校の施設数、児童・生徒数の状況、施設配置と通学区域（通学距離等）の状況についてまとめる。

２．適正規模・適正配置の必要性	
（１）適正規模・適正配置をとりまく動向	西東京市誕生（合併）時の学校施設規模、配置に関わる方針とその後の経緯（指定校変更特例措置・学校選択制度などの諸制度等）についてまとめる。
（２）適正規模・適正配置の必要性	西東京市においては、一部の地域で子どもが増えているが、少子化の流れの中で、将来を見据えた学校施設の適正規模・適正配置が必要であると検討懇談会は考える。
検討懇談会では、次のようなご意見がありました。 ・40 年代以降、集合住宅ができると、一時的に若い世代が入居し、子どもは増加するが、その子どもたちは、育ってしまうと地域から出て行ってしまう。 ・一部の地域でマンション開発により子どもが増えているが、いずれ減る。この時期をどう乗り切るかにある。 ・今ある施設を大切にして、うまく利用してできないか。	

３．学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方	
検討懇談会では、適正規模、適正配置には、（１）学級数の適正規模（２）教員配置（３）通学区域の３つの要因が重なり合って成り立っていると考える。	
（１）学級数	１学年複数学級編成が望ましい。（12～18 学級を適正規模の範囲とする。）
（２）教員配置	一定数以上の教員が配置されることが望ましい。
（３）通学区域	西東京市としての現在の基準や線引きを明確にすることが望ましい。
検討懇談会では、次のようなご意見がありました。 ・人間関係が固定してしまうので、１学年単学級編成は好ましくない。 ・学級数が減少すると教員数配置も減らされる。（特に中学校では、主要５科目の先生が各学年に１人づついることが望ましい。） ・地域によっては、指定校への通学に時間がかかる。（40～50 分もかかるのでは、小学校１年生など、体力的にも厳しい。） ・特例制度の利用は、特別な地域という印象を抱かせる。（手続きを行わなければならない。） ・通学区域の見直しを行い、不都合が生じた場合でも、学校選択制度を実施していることからある程度カバーできると考えられる。	
●今後の検討 ・通学区域を検討するための要素として、線路・道路をどのようにとらえるか。	

４．学校施設適正規模・適正配置に向けた方策	
（１）学校ファミリー構想	学校規模、地域事情に差があることから、ある程度のエリアの中で解消する仕組みの１つとして考えられる。
（２）適正化へ向けた基準づくり	
●今後の検討 ・適正化の方策を検討するための具体的な基準をどのように考えるか。 ①小規模校への方策 ②大規模校への方策 ※たとえば　・１～６年生が全て単学級編成になった段階で、学校の統廃合についての検討する。【統廃合検討のための要件】 ・検討にあたっては、保護者、地元住民等により構成される協議会を立ち上げる。【協議会の設立や構成メンバーの要件】　など	

５．学校施設適正規模・適正配置を行うに際して配慮すべき点について	
（１）地域とのかかわり	通学区域の見直しに際しては、既存の地域活動に与える影響を考慮する必要がある。
（２）大規模マンションの出現に際して	関連各課との協力により、情報収集につとめるとともに、開発に関して関係部署と協議し対応することを望みたい。
（３）	

検討懇談会では次のようなご意見がありました。

・学校選択制度の導入により、「昔からの地域とのつながり」という部分が弱くなり、地域でいろいろと行動する上でもやりにくくなっている。

・西東京市としての新しい時代の教育でもあることから、これまでの地域性を乗り越えるべき。

・大規模マンションの出現が、当該地域の学校に与える影響を大きくしている。（開発業者に負担してもらう。広告等で学校についての記載をやめてもらう等。（そのような指導を行うことができないか。）

●今後の検討

・学校施設適正規模、適正配置にかかわる以下の教育施策等について、ご意見を頂きたい。

①特別支援教育との関係
②学校教育施設の建替え
③小中一貫教育との関連
④少人数指導、習熟度別指導
⑤中学校給食
⑥40 人学級の見直し
⑦防災
⑧その他

資料―2

西東京市の人口推移と将来人口予測

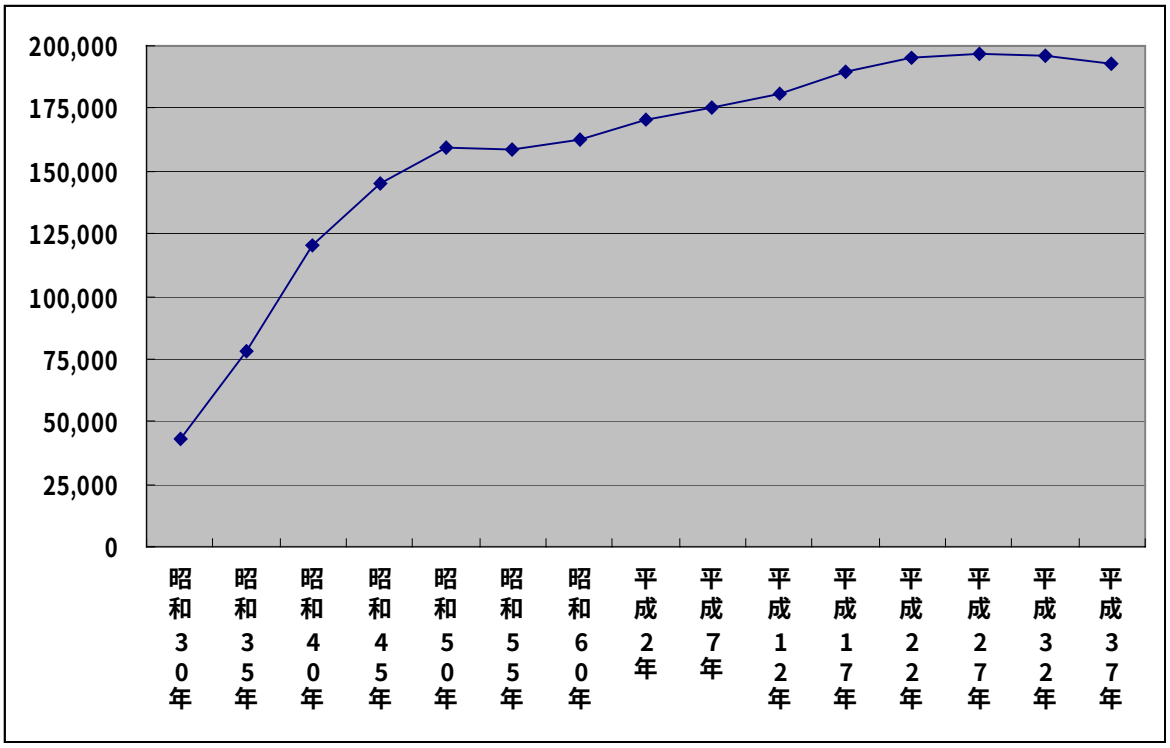

年度	昭和30年 (1955年)	昭和35年 (1960年)	昭和40年 (1965年)	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)
人口	42,777	78,091	120,416	144,660	158,979	158,235	162,899

平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)
170,290	175,073	180,885	189,735	194,889	197,035	195,974	192,659

出典）過去の実績値は、国勢調査結果
　　将来推計値は、東京都区市町村別人口の予測【平成 19 年 3 月　東京都】

西東京市立小中学校の児童生徒数推計

（小学校児童数推計）

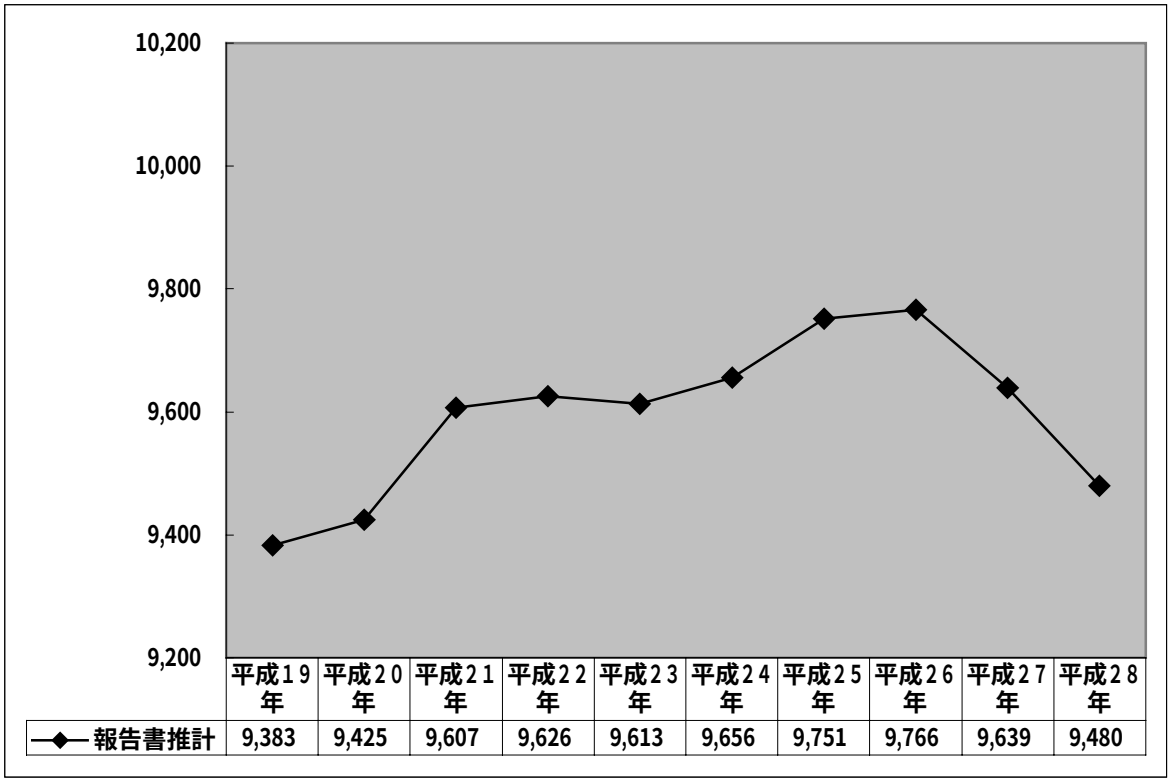

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
報告書推計	9,383	9,425	9,607	9,626	9,613	9,656	9,751	9,766	9,639	9,480

（中学校生徒数推計）

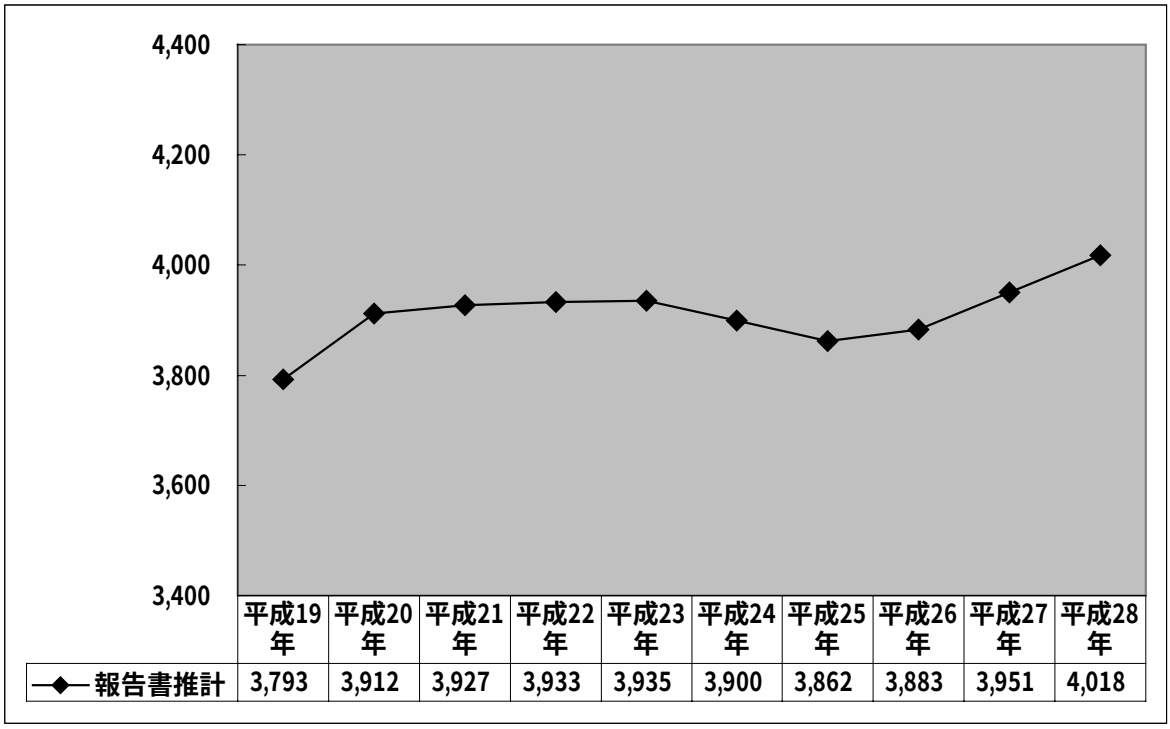

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
報告書推計	3,793	3,912	3,927	3,933	3,935	3,900	3,862	3,883	3,951	4,018

出典）報告書推計：学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書【平成 19 年 3 月　西東京市】
※平成 18 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳に基づいて推計（平成 19～28 年度）

西東京市立小中学校の児童生徒数、学校数の推移

（小学校児童数・学校数推移）

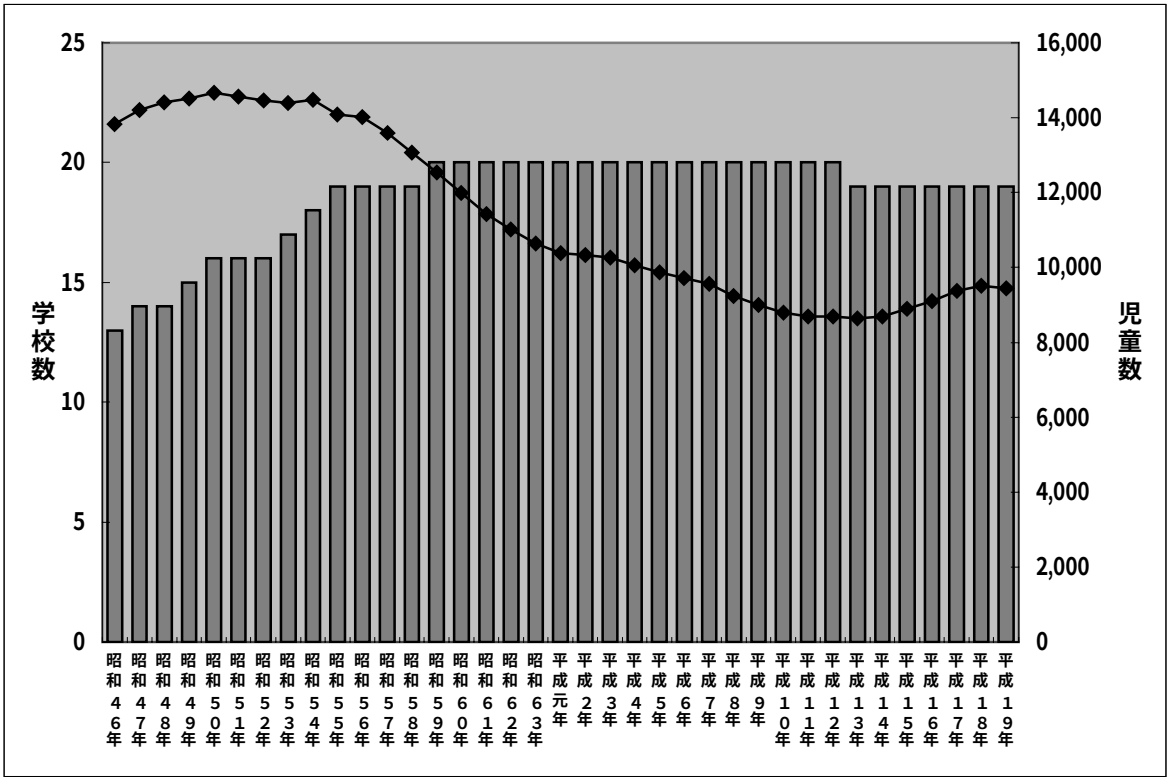

年度	昭和46年 1971年	昭和47年 1972年	昭和48年 1973年	昭和49年 1974年	昭和50年 1975年	昭和51年 1976年	昭和52年 1977年	昭和53年 1978年	昭和54年 1979年	昭和55年 1980年	昭和56年 1981年	昭和57年 1982年
児童数	13,839	14,206	14,420	14,512	14,676	14,566	14,458	14,396	14,479	14,082	14,012	13,594
学校数	13	14	14	15	16	16	16	17	18	19	19	19

昭和58年 1983年	昭和59年 1984年	昭和60年 1985年	昭和61年 1986年	昭和62年 1987年	昭和63年 1988年	平成元年 1989年	平成2年 1990年	平成3年 1991年	平成4年 1992年	平成5年 1993年	平成6年 1994年	平成7年 1995年
13,069	12,531	11,985	11,418	11,018	10,646	10,380	10,337	10,255	10,057	9,863	9,711	9,558
19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

平成8年 1996年	平成9年 1997年	平成10年 1998年	平成11年 1999年	平成12年 2000年	平成13年 2001年	平成14年 2002年	平成15年 2003年	平成16年 2004年	平成17年 2005年	平成18年 2006年	平成19年 2007年
9,244	9,003	8,799	8,700	8,692	8,646	8,686	8,896	9,096	9,376	9,510	9,448
20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19

（中学校生徒数・学校数推移）

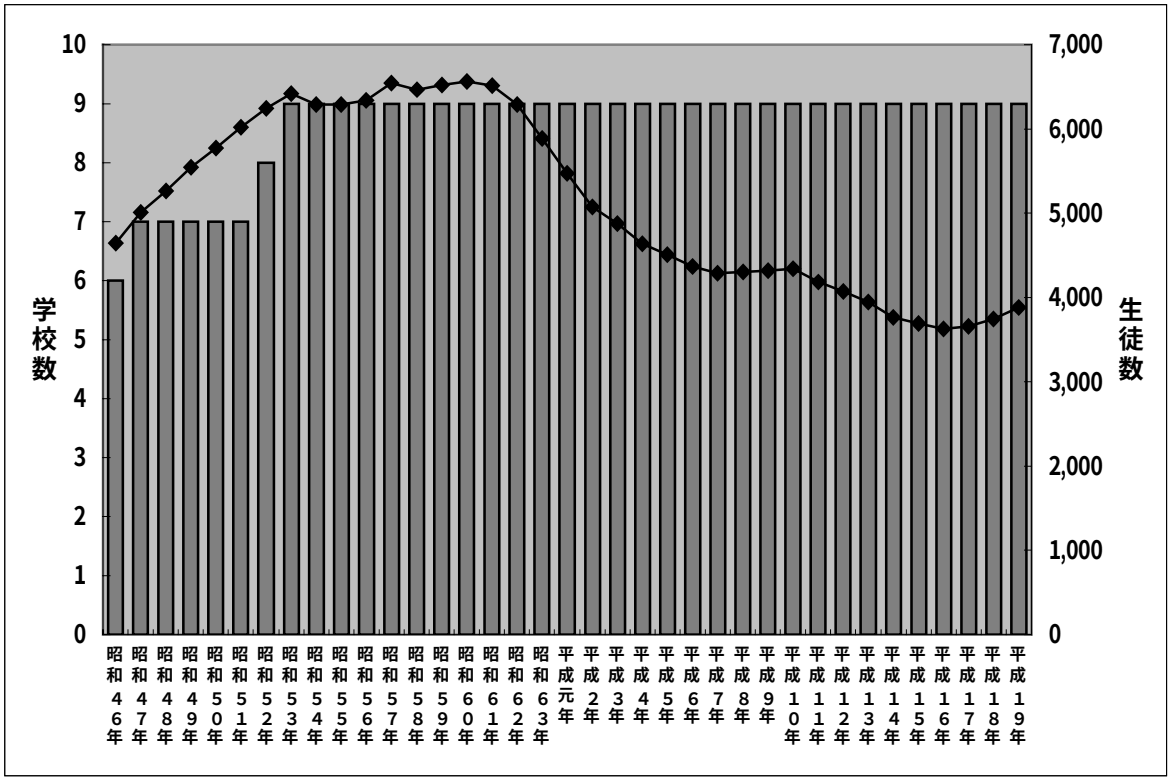

年度	昭和46年 1971年	昭和47年 1972年	昭和48年 1973年	昭和49年 1974年	昭和50年 1975年	昭和51年 1976年	昭和52年 1977年	昭和53年 1978年	昭和54年 1979年	昭和55年 1980年	昭和56年 1981年	昭和57年 1982年
生徒数	4,648	5,008	5,264	5,541	5,772	6,023	6,242	6,418	6,295	6,294	6,337	6,544
学校数	6	7	7	7	7	7	8	9	9	9	9	9

昭和58年 1983年	昭和59年 1984年	昭和60年 1985年	昭和61年 1986年	昭和62年 1987年	昭和63年 1988年	平成元年 1989年	平成2年 1990年	平成3年 1991年	平成4年 1992年	平成5年 1993年	平成6年 1994年	平成7年 1995年
6,467	6,524	6,561	6,511	6,293	5,885	5,475	5,075	4,879	4,637	4,508	4,368	4,287
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

平成8年 1996年	平成9年 1997年	平成10年 1998年	平成11年 1999年	平成12年 2000年	平成13年 2001年	平成14年 2002年	平成15年 2003年	平成16年 2004年	平成17年 2005年	平成18年 2006年	平成19年 2007年
4,302	4,322	4,341	4,184	4,069	3,949	3,762	3,693	3,624	3,661	3,745	3,880
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

出典）田無市の統計（昭和四十八年度版～平成十一年版）
とうけい保谷（昭和五十一年版～平成十一年版）
統計にしとうきょう（平成十二年版～十八年版）

会議録

会議の名称	西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　第4回会議
開催日時	平成19年10月30日（火曜日）午後3時から午後5時まで
開催場所	保谷庁舎3階会議室
出席者	委員：11名出席（順不同、敬称略） 葉養 正明（座長）、住田 佳子（副座長）、川合 眞理子、鶴田 清司、谷戸 美代子、嶋田 文子、早川 肇、菅野 美鈴、藤平 洋子、浅倉 隆壽、椎野 芳挙 事務局：青柳 昌一（教育企画課長）、保谷 俊章（教育企画課学務係長）、清水 達美（教育企画課企画調整係） コンサル：久保田 剛（都市環境計画研究所）
議題	1．第3回会議　会議録の確認について 2．学校施設適正規模・適正配置について 3．次回の会議日程について
会議資料の名称	・資料1　適正規模・適正配置提言概要（案） ・資料2　西東京市の人口推移と将来人口予測、西東京市立小中学校の児童生徒数推計、西東京市立小中学校の児童生徒数、学校数の推移
記録方法	□全文記録　□発言者の発言内容ごとの要点記録　■会議内容の要点記録

会議内容

【議題】

1　第3回会議　会議録の確認について

・開催通知とともに、会議録を事前郵送した。

・会議録について確認を行った。

2　学校施設適正規模・適正配置について

・事務局より配布資料について説明

資料1：これまでのご意見を提言案という形で整理した。

資料2：参考資料としての将来人口の推計と児童・生徒の推計。

なお、都でも教育人口推計を行っており、次回ご報告する。

懇談会としてのとりまとめ（提言）について

・懇談会として、必ずしも1つの意見に集約する必要はないのではないか。

・様々な意見を提示し、併記することによって、この後の計画策定時の判断材料になればよい。

・この懇談会で出された様々な意見を提言や議事録の形で残すことが大事。

通学区域と鉄道、幹線道路との関係について

・分断要素としての鉄道と幹線道路がある。

【鉄道】

・現状では、東伏見小学校の通学区域が鉄道をはさんだ地域の設定になっている。交通擁護員や保護者の協力により安全確保に努めている。
・東伏見の駅周辺は、道路が狭い上に、車の通行も多い。安全な通学路となることが望ましい。踏切を避けた通学区域の設定はできないか。
・通学区域の中に、踏切があると安全性に対する緊張度が増す（特に小学生）。これまでと同様に、通学区域を定める重要な要素であると思う。

【幹線道路（都市計画道路）】

・計画道路との関係では、保谷第一小、保谷中の校地に隣接して都市計画道路が整備されることになる。
・過去には、新青梅街道ができたときにも、地域で話題になった。
・歩道橋がつくられることなどにより、大きな道路の方がかえって安全という意見もある。
・渋谷区では、通学区域が幹線道路により分断される場合、調整区域というものを設定し（15箇所）、通学する学校を児童・生徒に選択してもらっている。
・計画道路は、何年先にできるかの見通しがないものが多いので、考慮に入れなくていいのではないか。

【その他危険と思われる箇所について】

・新宿区では、飲食店街を通り抜ける区域の設定が議論になったが、西東京市ではそのような箇所は考えられないか。
・それぞれの学校において、固有の箇所があるだろうし、把握もしていると思われる。

適正化の方策について

（方向性）

・複数の学年で単学級となり、その状況が続くと予測されることとなれば、教育的な観点や財政的な観点からも、他の学校との統廃合も視野に検討する必要があると考えられる。その場合においても、いずれかに統合されてしまうのではなく、新たな学校（名）を設置するという方式が、各々の学校の感情を考えると適当ではないか。
・学校の統廃合による小規模校の解消は、効率的な学校運営を考えたとき、財政的にも意義のあることと考える。

（意見）

・現状では、泉小と住吉小と東小に単学級の学年がある。
・コストが絡む問題（小規模になると維持費が余分にかかる。また、大規模改修に要する費用は、概ね30億円。対応期間を30年とすると、概ね1年で1億の減価償却する勘定となる。）であり、財政状況を考えても、合理的に捉える必要がある。
・小規模校では、財政上の課題（コストがかさむ）や教員数の問題（クラス数と配置教員数の関係）などがあり、学校の統廃合も視野に入れ、なるべく12～18学級になるように編成することが望ましいのではないか。
・小規模校化への方策としては、単学級の学年が出現したら、その後の推計等を把握の上で検討する必要がある。

・検討は長期に及ぶことが想定されることから、必要な段階において、協議会を立ち上げ、地域とともに検討を進めることが必要。
・西東京市の広さと人口から考えて、何校が適正なのかという検討も必要ではないか。
・学校の統廃合、合理化というのは、非常に重要なことと思う。しかし、ただ学校と学校の統廃合という視点だけでなく、機能の側面からも考える。たとえばプールなど、年間の稼働率が限られている。全ての学校に必要であるのか。お互いに利用しあえればいい。また広く市民に対しても、開放するなど、機能面の統廃合も進める。
・そのような合理化で、財政的な負担を減らし、余裕がうまれた部分については、ほかの教育の充実に活かされるべき。いずれにしても教育を受ける側が納得できればよい。
・長野県上田市では、廃校となった小学校の敷地に中学校を移転したり、その逆であったり、校舎の建替えに際して利用している。（学校自体も条件が良くなるように設定にしている。）跡地利用もコミュニティ施設や高齢者施設など、地域にとってプラスにもなっており、こういったところでは目立ったトラブルも起こっていない。子どもたちにとってよりよいように、キャンパスを思い切って移動して、全体を変えるようにする方法が取られている。また、やむを得ず統廃合に至った場合でも、A校、B校のどちらかに吸収合併されるのではなく、C校として新たに設立する方法が多くの自治体で取られている。
・具体的な、また個別的な適正配置の検討の際には、初期の段階から市民、保護者、子どもたちにも情報提供を行い、行政と地域の市民が一緒に考えて、対応していくということが、後々の混乱を考えると重要ではないか。

ファミリー構想
・エリアを想定しないと考えにくい。
・中学校通学区域を単位としてエリアを考えるということであった。
・中学校は比較的散らばった配置となっている。

学級規模・学年規模
・2学級以上ということであれば、現在の基準では、学年41人以上ということになる。40人学級の見直しや少人数指導など学級単位以外の動きもでてきていることから、学年規模で考えると1学年がどの程度が望ましいか。
・少人数の場合には、担任として、ひとり1人の子どもにかける時間が増えるので、丁寧な指導が可能ではあるが、学校という場で、学級活動や班活動を行う上では、30人程度の学級規模が望ましい。
・特に新任の先生にとっては、研修や相談相手という面からも、複数学級が望ましいのではないか。
・保護者側でも、少人数の丁寧な指導という側面よりも、あまりに少ない場合は、心理的に児童数が多い方を好む傾向がある。

適正規模・適正配置に関わる諸施策について
〇特別支援教育について

（方向性）
・特別支援教育の充実については、適正規模・適正配置の検討の中で、教育施設（教室）の確保を検討するほか、必要な財源の確保の課題がある。

（意見）
・当然、庁内では検討する問題であると思うが、市民サイドとしては、ここまでわからない。
・現時点での西東京市の特別支援教育の状況と今後どう動いていくのかの情報がないと懇談会では、議論も難しいのではないか。
・特別支援学級がある学校はともかくとして、設置されていない学校の児童・生徒やその保護者がどれだけ理解しているのか。ノーマライゼーションの考え方のもとに進めていくわけだが、設備だけでなく、制度や考え方というものが共有されていない。
・つくし学級（中原小・現在5学級31名）では、クラスが増えるにあたって、職員室を半分にして教室を確保した。限られた環境で教員はよくやっている。以前も保護者の方々を中心に、市や教育委員会へ改善を求めたが、市の財政が前提という結論であった。さまざまな働きかけに対して、回答が「お金」という回答で変わらないのであれば、まったく議論の余地がないのではないか。
・中学校では、通級学級が設置されていない。小学校で通級学級に通っていた児童の保護者が、固定学級と通常学級のどちらに通うかを迷うことになっている。
・今現在は、特別支援教室を設けるという提言は制度化されていない。いずれ制度化された時に、教室を作る場所があるかというと現状はない。そういうことを含めて、適正規模・適正配置の中で考えていかなければならない。

○小中一貫教育
・教育委員会では、小中連携教育について研究中。
・他市の事例から見て、西東京市で小中一貫教育を進めていく際には、小中の施設が一体となった形が望ましいのではないか。
・まずは、小中連携が大事。保谷中は部活動の場所として本町小のグラウンドを利用している。逆に本町小のイベント時に、保谷中の生徒がお手伝いをしている。
・西東京市には学校選択制があるので、小中一貫校へ入りたい人は応募して行く。西東京市の規模から1校あればよいのではないか。

○中学校給食
・保護者からは中学校給食の実施が望まれており、長い間テーマとされてきた事項。現在は家庭からの弁当持参を原則とし、弁当外注方式を実施している。
・給食実施に際しては、配膳室の設置等が必要になる。

○少人数指導、習熟度別指導、40人学級の見直し
・教室が不足している学校もある中で、どこまで対応が可能なのかという疑問がある。

3　次回の会議日程について
・1月10日（木曜日）午後2時30分より

次回の協議内容に関して
○大規模校の適正化への対応について検討する。

以上

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

第５回会議次第

日　時：平成 20 年１月 10 日（木）
午後２時 30 分～
場　所：保谷庁舎３階会議室

【議題】　１　第４回会議　会議録の確認について

２　学校施設適正規模・適正配置について

３　次回の会議日程について

資料―1

■　検討懇談会　提言概要（第４回まで）

○第４回までの適正規模・適正配置検討懇談会におけるご意見を以下の提言概要の形式で整理いたしました。
（文中のアンダーライン部分が前回資料の加筆部分です）

はじめに	・西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会についての説明と検討経緯。 ・検討懇談会が考える、市立学校の教育環境等についてまとめる。

１．市立学校の現状	
（１）児童・生徒数の推移	・第二次ベビーブーム期（ピーク）以降の児童・生徒数の推移、将来的な動向についてまとめる。
（２）規模、配置からみた市立学校の現状	・現在の市立学校の施設数、施設配置と通学区域（通学距離等）の状況についてまとめる。

２．適正規模・適正配置の必要性	
（１）適正規模・適正配置をとりまく動向	・西東京市誕生（合併）時の学校施設規模、配置に関わる方針とその後の経緯(指定校変更特例措置･学校選択制度などの諸制度等)についてまとめる。
（２）適正規模・適正配置の必要性	・西東京市においては、近年のマンション建設により、一部の地域で子どもが増えているが、全国的な少子化の流れの中で、近い将来には減少することが想定されている。 ・また一方で、多様な教育ニーズへの対応など、より効率的な学校運営も求められている。 ・検討懇談会では、このような視点から将来を見据え、適正規模・適正配置が必要であると考える。

３．学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方	
検討懇談会では、適正規模、適正配置には、 （１）学級数の適正規模およびこれに基づく教員配置 （２）通学区域 の２つの要因が重なり合って成り立っていると考える。	
（１）学級数と教員配置	・１学年複数学級編成が望ましい。 ・学級活動、班活動を運営していく上では１学級 30 人程度が望ましい。 ・　一定数以上の教員が配置されることが望ましい。
（２）通学区域	・西東京市では現状、全国一律の標準を満たしているが、児童、生徒にとってなるべく短い通学距離で、かつ学校間で極端な差がない通学距離となることが望ましい。
（３）本検討懇談会が考える、適正規模・適正配置	・地域ごとの児童数、生徒数に偏りがあり、また個々の学校規模が異なっている前提があるものの、検討懇談会では次の考え方のもとに、適正規模、適正配置が進められることを希望する。 ①各校の学級数の適正規模を概ね 12～18 学級と考える。 ②適正規模を視野に、児童、生徒にとって適正な通学距離となる通学区域の設定を行う。 ・合併後７年を経過していることから、早急に取り組む課題として、指定校変更特例措置の解消を進めることを望みたい。
前回の検討懇談会では次のようなご意見がありました。 ・新任の先生にとっては、研修や相談相手が特に必要。１学年複数学級が望ましい。	

４．学校施設適正規模・適正配置に向けた方策	
（１）エリアによる検討	・学校規模、地域事情に差があることから、ある程度のエリアの中で解消する仕組みを検討手法の１つとして提案する。
（２）適正化へ向けた基準づくり	①小規模校化への対応 ・単学級編成の学年が出現した段階で、将来動向を推計し、検討する。 （※統廃合の検討） ・小規模校化がより顕著となり、複数の学年で単学級編成となるなど、将来的にもその状況が続くことが想定される場合において、周辺校の動向を踏まえ、統廃合も視野に入れた検討を行う。

	②大規模校化への対応
■今回（第５回）の検討事項 ○適正化の方策を検討するための具体的な基準をどのように考えるか。 大規模校への方策（案）	

５．学校施設適正規模・適正配置を行うに際して配慮すべき点について	
（１）地域とのかかわり	・通学区域の見直しに際しては、歴史的な経緯を踏まえ、既存の地域活動に与える影響を考慮する必要がある。 ・具体、個別の検討に際しては、初期の段階から市民、保護者、子どもたちにも情報提供を行い、行政と地域の市民が一緒になって考えていくことが重要である。 ・検討の結果、やむを得ず統廃合に至った場合でも、新たな学校（名称等を含む）を設置する方式とすることが望まれる。
（２）防災、地域コミュニティ	・学校は、学習の場としてだけでなく、地震や火災等の災害が発生した時、地域の避難所としての役割を担っている。
（３）大規模マンションの出現に際して	・関連各課との協力により、情報収集につとめるとともに、開発に関して関係部署と協議し対応することを望みたい。
（４）鉄道と道路	・安全な通学路となることが望ましい。 ・踏切を避けた通学区域の設定は特に必要である。 ・計画道路については、将来的な見通しがついていないものも多く、現段階では、考慮に入れなくてよい。
（５）教育施策	・教育施策および諸制度の適用については、国・都および市の教育施策、財政とも関連することから、検討懇談会としては、教育環境の向上、充実につながるものについては、積極的に取り組むことを望みたい。

前回の検討懇談会では次のようなご意見がありました。

・通学区域の中に、踏切があると緊張度が増す。

・狭い道路でも、車の通行が多い箇所もあり、かえって大きな道路には、歩道や歩道橋が整備され、安全ではないか。

・特別支援教育の充実に先立ち、教室と必要財源の確保が課題である。

・小中一貫教育の実施にあたっては、施設が一体化した形での実施が望ましい。

・小中一貫校は市の規模から考えて、１校あればよい。学校選択制を実施していることから、実行にあたっては、同制度を活用して行うことが望ましい。

・中学校給食の実施について、保護者からは長年にわたりその実現が望まれている。

・少人数指導、習熟度別指導、40 人学級の見直し等の施策については、教室数が不足している学校がある一方で、どこまで対応可能なのか疑問である。

■　西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　提言書（原案）

はじめに

本検討懇談会は、西東京市教育委員会の要請に基づき、「市立学校の適正な規模及び適正な配置に関する事項」を検討するため、平成 19（2007）年 6 月 26 日に、学識経験者、市立学校保護者代表、青少年関係団体、市立学校の校長代表、公募市民の計 13 名からなる、『西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会』を設置し、全６回の検討会を開催した。

西東京市が、合併時に行った児童数推計では、平成 22（2010）年に、小学校全 20 校中（新たにけやき小学校として再編された西原小学校と西原第二小学校を含む）７校で全学年１クラス編成になると想定していた。

しかし現実には、ここ数年の間に、大規模な敷地を有する工場の移転に伴い、大型マンションの建設が進み、また農地の宅地化などにより、一部の地域ではこの予測と大きく乖離する状況ともなっている。

このように地域ごとの偏りが生じている中で、本検討懇談会は、学校施設の適正規模、適正配置という課題に対して、小規模校＝統廃合の対象として考えるのものではなく、将来を見通しての学校施設の適正規模、適正配置の考え方を検討するものである。

また「子どもたちにとって、西東京市が自分たちの故郷だと意識できるような子育てが大切」、「子どもたちにとって、よい教育環境で教育を受けさせたい」ということを念頭として、教育環境を整えていくことをめざして、さまざまな観点からの検討を進め、課題を解決する上での基本的な考え方やその対応策についてのとりまとめを行ったものである。

１．市立学校の現状

（１）児童数(小学校)・生徒数(中学校)の推移

全国的な少子化の進展とともに、西東京市でも児童・生徒数が減少し、単学級編成となる可能性の学校がある一方で、近年には大規模な敷地を有する工場の移転や農地転用に伴う大型マンションの建設、住宅開発により、特定の地域に児童・生徒の急激な増加が見られる。その結果として教室数が不足する学校も出現するなど、前述の通り、地域による児童・生徒数の偏在が著しい状況ともなっている。

児童、生徒数の推移をみると、児童数は、昭和 50（1975）年に 14,676 人をピークとした後、平成 13（2001）年まで減少を続け、平成 13（2001）年には、8,646 人。ピーク時の 59%となっている。

また生徒数は、昭和 57（1982）年の 6,544 人をピークとして、平成 16（2004）年には 3,624 人まで下がり、ピーク時の 55%となっている。

児童、生徒数ともに、第二次ベビーブーム期のピークを迎えた後は、一貫して減少傾向が続いてきた。しかし児童数は平成 14（2002）年以降、生徒数も平成 17（2005）年以降再び増加に転じている。

将来推計によれば、現在の増加傾向は、児童数で平成 26（2014）年をピークとして減少傾向に転ずる。生徒数についても、推計期間末の平成 28（2016）年まで増加傾向を示しているものの、児童数に遅れること６年程度でピークを迎え、再び減少傾向を示すものと推測される。

平成 19（2007）年度の児童・生徒数の学校間格差は、小学校の場合、最小の学校は児童数 266 人（住吉小学校)、最大の学校は児童数 756 人（上向台小学校）で 2.84 倍の開きが生じている。一方、中学校の場合では、最小の学校は生徒数 333 人（柳沢中学校)、最大の学校は生徒数 550 人（保谷中学校）で 1.65 倍の開きが生じている。

（２）規模、配置からみた市立学校の現状

現在の学校数は、小学校 19 校、中学校 9 校であり、これは平成 13（2001）年の旧田無市と旧保谷市の合併当時から現在に至るまで、施設数自体の変化はない。

学級数については、文部科学省の標準として、『学校教育法施行規則』の中で、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。」としている。

これに当てはめると、平成 19（2007）年度は、小学校では、12～18 学級の学校が、19 校中 13 校となっており、11 学級以下の学校が 3 校（住吉小学校 10 学級、泉小学校と東小学校 11 学級)、19 学級以上の学校が 3 校（向台小学校 19 学級、上向台小

学校とけやき小学校 22 学級）となっている。

中学校では、12～18 学級の学校が 9 校中 5 校となっており、11 学級以下の学校が 4 校（柳沢中学校 9 学級、田無第一中学校、田無第二中学校、明保中学校 11 学級）となっている。

平成 19（2007）年度の学級数の学校間格差は、小学校の場合、最小の学校は 10 学級、最大の学校は 22 学級で 2.20 倍の開きが生じている。一方、中学校の場合では、最小の学校は 9 学級、最大の学校は 15 学級（保谷中学校）で 1.67 倍の開きが生じている。

通学距離についても、文部科学省の標準として、『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令』の中で、「小学校については概ね 4㎞ 以内、中学校は概ね 6㎞ 以内であること。」とされている。

しかしながら、これは全国一律の基準であり、人口が集中する都市部にある西東京市の場合は、実情に即していない。

小学校全 19 校中 12 校の区域内最長通学距離は１㎞ 未満である。学校別の最長通学距離は、指定校制度の定義上では、新町６丁目から保谷第二小学校の 2.1㎞ となるが、旧市境付近にあり、実態としては指定校変更特例措置を利用していることからも、現実には、北町４丁目から保谷第一小学校の 1.4㎞ が最長通学距離と考えられる。

また中学校全9校中7校における区域内最長通学距離は、1～1.5㎞となっている。学校別での最長通学距離では、指定校制度の定義上では、新町６丁目から柳沢中学校の 2.3㎞ やひばりが丘４丁目からひばりが丘中学校の 1.9㎞ となるが、こちらも現実には、指定校変更特例措置の利用により、近隣他校への通学が可能な状況ともなっている。

２．適正規模・適正配置の必要性

（１）適正規模・適正配置をとりまく動向

学校施設の適正規模・適正配置については、合併当時からの検討課題ともなっており、合併時の通学区域についての調整では、「当面、現行のままとするが、市境の地域においては、弾力的な運用に努める。また、児童・生徒数の動向を踏まえ、新市においては速やかに、小中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。」とされている。

合併時の推計では、児童・生徒数の減少により学校施設の具体的な統廃合の検討を行う必要性が窺えたが、合併後は逆に児童・生徒数が増加に転じ、現在では新たな視点による適正規模・適正配置の検討が求められる状況となっている。

また、合併から７年が経過したが、現在も旧２市時代からの通学区域をほぼ継続した状況が続いており、本格的な通学区域の見直しは行っていない現状にある。

このため一部の地域においては、家の近くに学校があるにもかかわらず、より遠くの場所にある他の学校に指定されている場合があり、通学距離上の矛盾も生じている。

なお平成 13（2001）年度より指定校変更特例措置を実施し、旧市境を中心に、一応の配慮はしているものの、あくまでもこれらは特例措置であって、保護者による手続き等が必要な状況にある。

また指定校変更特例措置とは別に、平成 15（2003）年度からは、学校選択制度も実施しており、指定校以外の希望する学校への入学を申し立てることができるようにもなっている。

＊指定校変更特例措置:

西東京市が田無市と保谷市との合併によることに伴い、旧市境を越えて、指定校より近い方の学校に入学できる特例措置制度。

（２）適正規模・適正配置の必要性

西東京市においては、これまでもニーズに応じた諸制度を実施、充実することにより、学校施設規模、施設配置に対する課題を補完してきた。

一方で、現時点における将来の児童・生徒数の推計からは、今後、１校（泉小学校）を除き、1 学年複数学級が保たれる見通しとなっている。

また大規模マンション等の建設により、児童・生徒数の急増が想定されている学校においては、すでに教室数の確保に向けた対応を進めている。

現状では一部の地域において、子どもが増えている状況にはあるものの、少子化の流れは、西東京市においてもその例外ではなく、いずれ減少することが想定されていること。また昨今の厳しい財政事情の一方で、多様な教育ニーズへの対応も多く、効率的な学校運営を行っていく必要があるとも考える。

このことから本検討懇談会としては、将来を見据えた小中学校の適正規模と適正配置が必要であるとの認識のもとに議論を重ね、適正規模・適正配置の基本的な考え方として、以下の通りのとりまとめを行った。

３．学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方

適正規模・適正配置の問題は、

①…学級数（学年規模）と教員配置

②…通学区域（通学時間）

の２つの要因が重なりあって成り立っていると本検討懇談会は考える。

（１）学級数・学年規模(児童・生徒数）と教員配置

子どもたちが学校における集団生活を通して、社会性を身に付け、豊かな人間関係を築き上げていくことが望まれることから、クラス替えが可能となる１学年２学級以上が望ましいと考える。

特に学級活動、班活動を運営していく上では、１学級 30 人程度がベースの複数学級編成となる学年規模**(児童・生徒数）**が望まれる。（たとえば、２学級以上の編成が可能となる場合でも、最小限の 20 人と 21 人の２学級編成ではなく、教育上望ましい運営が可能となる学年規模が望ましい。）

また学級数に応じて教員の配置人員が定められる現状では、教員配置の面から捉えると、同一学年で複数の教員による教育内容・指導方法等の研究や研修を可能とする学級数であることが望まれる。特に教科担任制の中学校において教科担当の教員が各学年にそれぞれ配置できることが望ましい。

－検討懇談会の意見から－

・子どもたちが社会性を身に付け、豊かな人間関係を築き上げていくことが望まれる。この点から、人間関係が固定してしまう１学年単学級編成は好ましくない。

・学級数が減少すると、教職員定数配置方針に基づき教員数も減らされる。

・特に中学校では、主要５科目の先生が各学年に１人づついることが望ましい。（またクラブ活動の種類も限定されるなどの影響がある。）

・新任の先生にとっては、研修や相談できる相手が必要であり、１学年複数学級が望ましい。

（２）通学距離（時間）

人口が集中する都市部にある西東京市においては、文部科学省の標準である、全国一律の基準を満たしており、考え方の基本とはなりにくい。

しかし、児童、生徒にとってはなるべく短い通学距離で、かつ学校間で極端な差がでない通学距離となることが望ましい。

－検討懇談会の意見から－

・地域によっては、指定校への通学に時間がかかる。（40～50 分もかかるのでは、小学校１年生など、体力的にも厳しい。）

・特に指定校変更特例措置により、手続きを行った上で近くの学校に通えるようにはなったが、依然として指定校という枠組みは存在し、制度の利用は、特別な地域という印象を持たせる。

・通学区域の見直しを実施することに伴い、一時的な不都合が生じた場合に際しても、学校選択制度を実施していることから、ある程度カバーできると考えられる。

（３）本検討懇談会が考える、適正規模・適正配置の基本的な考え方

地域ごとに、児童、生徒数に偏りがあり、また個々の学校規模が異なっている前提があるものの、本検討懇談会では以下の考え方のもとに、適正規模、適正配置が進められることを望みたい。

①各校の学級数の適正規模は概ね 12～18 学級が望ましいと考える。

ただし、この範囲に満たない場合あるいはこれを超える場合でも、直ちにこれを適切でない施設規模であると判断するものとはしない。

②上記の適正規模を念頭に、児童、生徒にとってなるべく短い通学距離となる通学区域の設定が望まれる。

また合併後７年を経過していることから、早急に取り組む課題として、指定校変更特例措置によって、実態としては課題が解消されている旧市境付近の通学区域設定について、制度面（指定校の枠組み）で検討し整理する必要があると考える。

４．学校施設適正規模・適正配置に向けた方策

（１）エリア設定による適正規模、適正配置の検討

本検討懇談会では、児童・生徒数の将来的な趨勢を踏まえ、学校施設の適正な規模・適正配置を進めるための基本的な考え方について検討してきたが、現状認識としては、個々の学校規模に差があり、通学区域ごとに個別の地域事情を抱える中で、これまでの通学区域単独での課題解決は非常に困難な状況となっていることも確認できた。

このため、たとえば中学校を軸に、そこへ進学する複数の小学校との関係でエリア化して考えることは、全市的な再編整備を進める際には有効な対応であると考えられる。

この「エリア」という概念を取り入れることは、ソフト面でも相互連携、相互補完という関係で取り組むことが新たに可能となる。

たとえば１つには、小学校と中学校との連携を考えるとき、学習内容がステップアップすることに加え、思春期という非常に難しい時期に、異なる環境への移行をスムーズに行う上でも有効であると思われる。

また中学校同士、あるいは小学校同士の連携で、自校には未設置の部活動や活動場所についても相互補完の関係の中で、活動することが可能となる。

さらには、これまでの地域と学校とのかかわりを基本として、より広域化した地域と学校とのかかわりを実践することも可能となり、地域資源や人材活用の面でも利点が生じると考えられる。

西東京市においては、子育て施策等の推進に向けた地域ネットワークとしての「ブロック構想」の考え方があり、これとの調整を図りながら、関係各課の施策にも配慮しつつ、検討されることを望みたい。

（２）適正化へ向けた基準づくり

①小規模校への対応

・単学級編成の学年が出現した段階で、将来動向を推計し、検討する。

・小規模校化がより顕著となった場合（複数の学年で、単学級編成となるなどし、将来的にもその状況が続くことが想定される場合）においては、周辺校の動向を踏まえ、統廃合も視野に入れた検討を行う。

②大規模校への方策

５．学校施設適正規模・適正配置を行うに際して配慮すべき点について

（１）地域とのかかわり

学校選択制度の導入により、「昔からの地域とのつながり」という部分が弱くなり、地域でいろいろと行動する上でもやりにくくなっているという意見があった。一方で、西東京市としての新しい時代の教育でもあることから、これまでの地域性を乗り越えるべきという意見もある。

本検討懇談会では、両意見の主旨を踏まえつつも、たとえばエリア設定で示したような、ある程度の地域的なまとまりを基本とするべきであると考える。

特に通学区域の見直しについては、既存の地域活動に与える影響も大きいことから、これとのかかわりについては十分な配慮が必要である。

また個別具体の検討を進めるに際しては、地域とのかかわりを重視し、検討初期の段階より、地域市民、保護者、児童生徒にも情報提供を行い、行政と地域が一緒になって考えていくことが必要である。

（２）防災施設、地域コミュニティの視点

学校は、児童・生徒の学習の場であるのみならず、地震や火災等の災害が発生した際に、地域の避難所としての役割も担っている。また、前述の通り、地域コミュニティの中心的な存在でもあることから、この点への配慮を図るべきである。

（３）大規模マンション等の出現に対して

近年の大規模マンションの出現による児童・生徒数の急激な増加は、当該地域の学校に与える影響が大きいだけでなく、学校施設適正規模・適正配置での全市的な対応をも左右するものとなっていることは、前述の通りである。

住宅開発に際しては、関係各課との協力により、情報収集に努めるとともに、関係部署と協議を行い、連携して対応することを望みたい。

（４）通学路の安全確保と鉄道路線

通学区域内の安全性の確保など、登下校時の通学路の安全性への配慮は重要である。特に、踏切を避けた通学路の設定を望みたい。

（５）教育施策等への対応

特別支援教育をはじめとする各種の教育施策および諸制度への対応については、

国・都および市の政策・財政とも関連することから、本検討懇談会としては、教育環境の向上、充実につながるものについては、積極的に取り組んでいただけるように望みたい。

６．おわりに

■開発に伴う学校の動向

○向台小学校

児童数の推移

昭和56年度の851名をピークに、平成11年度の544名まで減少した。
その後、再び増加傾向に転じている。
現在、区域内でのマンション建設が進められており、しばらく増加傾向が続く見通しとなっている。

通学区域における今後の開発動向

（株）ＩＨＩの移転に伴い、跡地にマンション800戸、戸建111戸が建設予定。

学校施設への対応

マンション建設が平成21年度に予定され、児童数の増加が予想されるが、推計上では現有施設での対応が可能となっている。

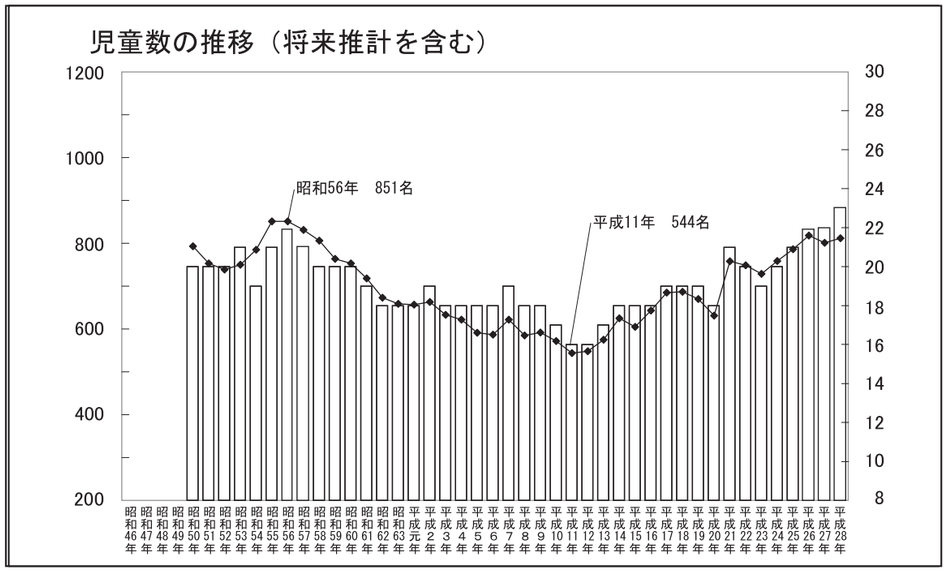

○上向台小学校

児童数の推移

開校以降、右下がりの推移であった。
平成12年度は403名まで減少した。以降増加傾向に転じており、今年度は753名。
平成23年度まで増加傾向が続く見通し。

学校施設への対応

現在、教室の増設工事を進めている。
児童数の増加が予想されるが、推計上では完成後の現有施設により対応可能としている。

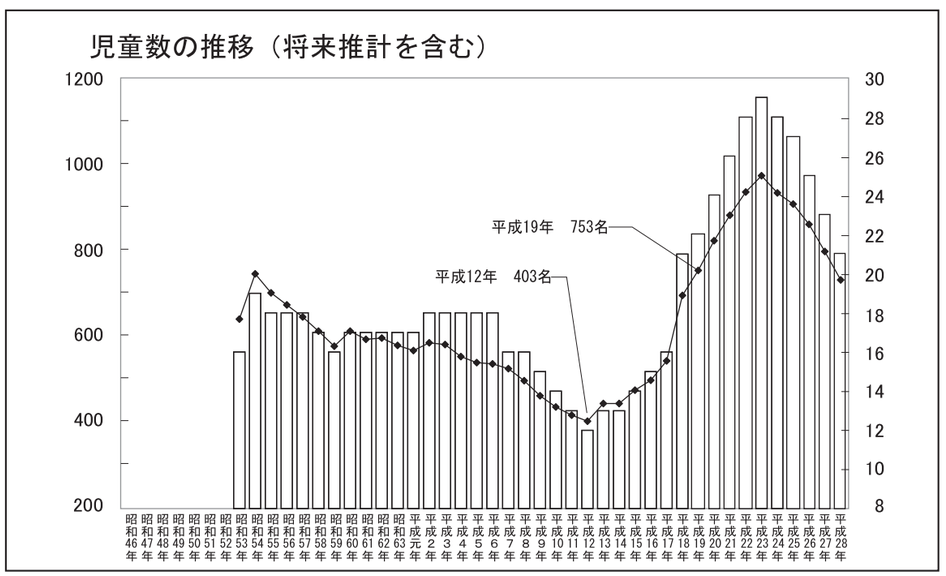

○中原小学校

児童数の推移

統計により確認できる範囲では、昭和46年度の1,140名（29学級）をピークに、平成14年度の240名まで減少した。
以降、現在までは増加傾向にある。
現在、区域内で都市再生機構の団地建替えが進んでおり、あわせて民間によるマンション建設も進められていることから、しばらく増加傾向が続く見通しである。

通学区域における今後の動向

ひばりが丘団地の建替えに伴い、平成24年までに908戸が建設予定。この他、団地建替えとあわせて、民間での開発も予定されている。

学校施設への対応

マンション建設が平成21年度に予定され、児童数の増加が予想されるが、推計上では現有施設での対応が可能となっている。

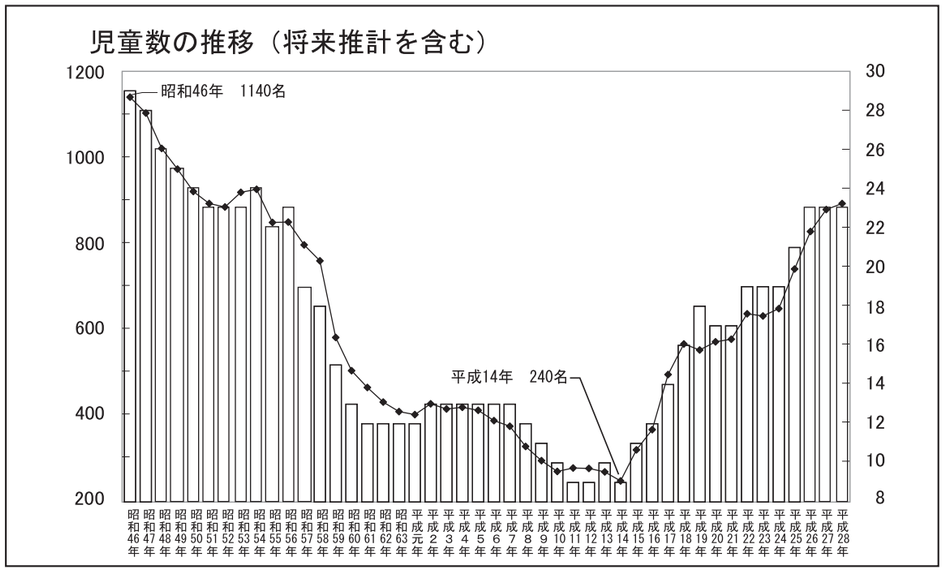

○谷戸小学校

児童数の推移

統計により確認できる範囲では、昭和50年度の708名（19学級）をピークとして、その後減少。昭和60年代前半に一時増加。
平成15年度以降現在も増加傾向を示すなど、増加と減少を繰り返している。
現在の増加傾向は、平成23年度をピークとして、再び減少傾向に転じる見込み。

学校施設への対応

近年のマンション開発等による児童数の増加については、推計上現有施設での対応により可能となっている。

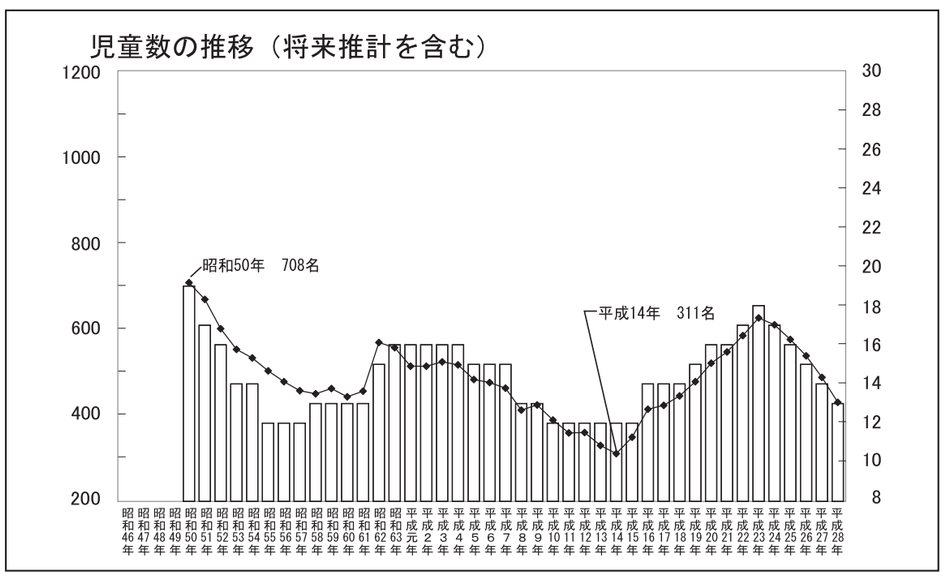

会議録

会議の名称	西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　第5回会議
開催日時	平成20年1月10日（火曜日）午後2時30分から午後4時25分まで
開催場所	保谷庁舎3階会議室
出席者	委員：11名出席（順不同、敬称略） 葉養　正明（座長）、住田　佳子（副座長）、谷戸　美代子、嶋田 文子、塩沼惠美子、早川 肇、菅野 美鈴、藤平 洋子、佐々木英夫、浅倉 隆壽、椎野 芳挙 事務局：青柳 昌一（教育企画課長）、保谷 俊章（教育企画課学務係長）、清水 達美（教育企画課企画調整係） コンサル：久保田 剛（都市環境計画研究所）
議題	1．第4回会議　会議録の確認について 2．学校施設適正規模・適正配置について 3．次回の会議日程について
会議資料の名称	・次第 ・資料1　検討懇談会　提言概要（第4回まで） ・資料2　西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会提言書（原案） ・資料3　開発に伴う学校の動向
記録方法	□全文記録　□発言者の発言内容ごとの要点記録　■会議内容の要点記録

会議内容

【議題】

1　第4回会議　会議録の確認について

・開催通知とともに、会議録を事前郵送した。

・会議録について確認を行った。

2　学校施設適正規模・適正配置について

・事務局より配布資料1～3について説明

資料1【提言書概要】：前回までの議論を整理した。

前回の意見については、特にアンダーラインで示した。

資料2【提言書原案】：提言書概要の骨子に基づいて文章化した。

次回の懇談会で取りまとめを行いたい。

資料3【開発に伴う学校の動向】：大規模校化に関する資料。

近年児童数が増えている学校について、今後の動向を示した。

＜大規模校化への方策について＞
（資料内容について質疑等）
・向台小学校の増加数は、IHI跡地の開発を見越して、この数字なのか。
・過去の出現率（開発に伴う児童数の増加実績）に基づいて、平成28年度まで算出している。
・IHIの跡地には、高齢者向けのマンションの建設も行われると聞いているが、その数を含めての800戸という数字なのか。
・開発数については、昨年度推計調査を行った時点で把握されている建設戸数で出現率を想定し、算出している。
・これらの小学校からの進学先である中学校では、大規模校化は想定されていないのか。
・小学校でのピークから5～6年程度、遅れることになると思われるが、私立中への進学が平均20%位あることからも、そのままの傾向を示すことにはならない。
・中原小については、来年度も19学級の予定で減少しない。また、資料の説明にある、マンション建設による児童数の増加に対して、現有施設での対応が可能となっているが教室数は不足すると考えている。
たしかに、昭和46年時点では1,140名もいた学校であるので、対応が可能のようにも思えるが、当時とは1クラスの定員が異なっている。
・開発業者からすれば、売り切る価格設定をするはず。向台小学校のマンション800戸、戸建111戸に対しての、児童数の増加の想定が甘くなっているのであれば、もっと右肩上がりの図となると思う。こういうグラフを作るときは、まず無いだろうというぐらいの数字で作ったほうがいいと思う。
・行政としては、妥当と思われる範囲内での統計的な手法で数字を算出していると思うし、またそういう根拠のある数字でなければならないことも理解している。しかしながら現実は、それを超えることがある。
・開発に伴う児童数の増加については、近年の上向台小学校の区域における大規模マンションの開発による実際の児童数の増加を例として、算入してある。（具体的には、パークウエスト東京とサンクレイドル西東京ウインフォートの建設に伴う児童数の出現率は、これまでの西東京市におけるマンション開発における児童数の出現率よりもかなり高いものであった。近年の西東京市内の新築マンション分譲価格帯からも、今後もマンション購入者の年齢層は、ファミリー層が中心と考えられることから、この高い出現率を採用している。）これにより、下位推計（甘い見通し）とはしていない認識である。
また学校施設への対応における記述については、教室数は、普通教室として利用可能な最大教室数として捉えている。このため現在はランチルーム等に転用されている教室についても、普通教室数として算入されている。
さらに学級数については、児童数を機械的に1クラス40人で除したもので算出しているため、ボーダー数付近の児童数の場合は、クラス数が増減することになることをご了承いただきたい。
・上向台小で増設する教室を含めることで、すべての学校が現有施設で対応可ということになるのか。
・教室のやりくりによって、何とか現有施設で対応できる。（ただし上向台小につ

いては、教室の増築後のことになる。）
・谷戸小も対応できるのか。
・図書室を一般教室化して2教室増やすことで対応する。（図書室はプレハブにより設置。碧山小もそのようにして対応している。）
・そのような対応で教室数を確保することとして、今現在実施している、少人数教室は無くなるのか。
・上向台小では、家庭科室を利用して実施している（5・6年生が週2時間程度の利用であるため、他の特別教室よりも比較的空いている時間が多いことによる。家庭科室の利用と重複した場合は、家庭科室を利用しているクラスの教室を利用して対応した）。
・ずっと増え続けるのであれば、根本的な対応を考えなければならないが、10年ぐらいの間で、下降線を辿ってしまう予測であるので、対応が難しい。
・向台小も今のところは大丈夫という判断なのか。
・比較的規模の大きな学校であるため、現状では対応可能であると考えている。
（大規模校化への方策に関する記述について）
・児童・生徒数が増加し、規模に応じた許容数をオーバーすれば新たに学校を建てて、通学区域を分割する必要があると思うが、学校施設の減価償却期間の関係や施設を建設するための用地買収などの課題もある。いずれ人口が減少すると予測されているので、資料3にあるように、現有施設での対応を進めているのだと思うがどうか。
・当座の期間での対応ということだが、子どもたちにとっては、その期間が在籍する期間そのものになるので、それ以外の時の子どもと教育環境が異なることは不公平になる。当座の子どもたちの教育環境整備ということをきちんとやってあげることをあわせて明記しておくことが必要。
・特に児童が増加している4校も、学校ごとにそれぞれ条件が違う。中原小は築50年を経過し、雨漏りもすごい。お金をかけて改修しているがそれでも施設の老朽化による問題点は出てくる。教育環境整備という点では、施設の老朽化も視野に検討する必要がある。
・お金の問題がかかわってくるのは当然のこと。これからの将来を支える子どもたちのことであるから、お金がいくらかかっても出さなければならないと思う。
・学校施設の耐用年数は概ね50年であるが、実際には30年程度で大規模改修を行わなければならなくなってくる。
・資料にある現有施設での対応が可能というのは、教室数の問題であって、一方で施設の老朽化という点も同時に検討していかなければならない。
・「検討する」という表記でまとめられるが、その内容について決まっていないことがある。この懇談会では、ぜひ検討する内容についての具体の方向性を示してもらえるような記述としてほしい。
・懇談会のとりまとめとしては、将来的な施設配置の問題と目前の問題でもある、現在の施設が抱えている問題がある。これを提言書の中に入れ込んでおいて、教育委員会で受けてもらう。そこで、表記については、「現有施設をうまく利用してのりきること。」と「施設の老朽化と学校の建替時を考慮し、現在在籍している子どもたちの教育環境を悪化させないよう、教育環境整備を進める努力をすること」との意見が相次いで出たことを記載する。

・地域のシンボル、よりどころでもある学校だが、一方で施設規模の問題もある。学区域の子供たちを受け入れるために施設を改善してきたが、逆に規模に合わせて受入の上限を決めるような方法は考えられないだろうか。いろいろな捉え方でみなさんの考えを伺いたい。
・保護者としては、子どもが安全でよい環境、施設が整っている学校に通わせてやりたいというのが本音で、それが満たされているのであれば、就学する学校の変更については、トラブルにはならないと思う。
・大規模マンション等の開発により、児童数が急激に増加した。マンションの販売広告には、通学区域の学校も掲載されている。マンションというまとまりで、別の通学区域の学校に振り分けるようなことはできないものか。
・保谷マンションは住吉小の範囲であるが、そのマンションだけ東小に通うという例もあるので、可能ではないだろうか。
・人為的に行うのではなくて、情報提供（児童数と学級数）により保護者に選択してもらうというのも必要ではないか。
・学校指定制度というのは、国の制度としてある。しかし学区域の設定は市の教育委員会が指定する。そこで、たとえば中学校では通学区域を廃止してしまう。希望制にして、施設規模をオーバーフローした際には、学校選択制でも実施していると思うが、抽選とする。ただ地理的なものがなくなるため、今以上に一部の学校に集中する可能性もある。それがいいのか、悪いのかという議論もあると思う。
あるいは、通学区域の設定がある以上、その区域にいる子どもが就学できないという規制はできないので、学区域を変更して他の学区域に編入するか、調整区域を設定して、隣の学校も選べるように誘導していく。学校規模を超過する場合は、いずれかの方法しかないのではないかと思う。
・通学区域の変更は、あまり頻繁に行うことはできない。その点では、調整区域をつくることの方が現実的な対応と思われる。
・通学区域の変更を行うには、地域意向を踏まえ相当に時間（数年）がかかる。近々の課題である場合、その間の児童、生徒をどうするのかという問題もある。
・調整区域の設定では、近隣の学校の児童、生徒数との関係もある。中原小でみると、谷戸小があるが、谷戸小は資料3をみても明らかなように、同様の増加傾向にあり、人数を受け入れてもらう余裕はない。上向台小についても同様で、向台小も受け入れが難しく、芝久保小は、線路を渡る設定となるなど、地理的に難しい場所がある。現状は教育環境を整備しつつ、現有施設で受け入れていくという選択肢しか残らなくなる。
・保護者の立場からすると、仕方ないと思えるかどうかだと思う。仮に調整区域を設けたとしても、一方の学校が新しくなれば、それを理由にそちら側に人が流れてしまうこともあると思う。だから、検討により、「できる」・「できない」を明確にする必要がある。現状に対して、納得できるかどうかだと思う。
・校長会では、毎年校舎の年次改修計画の作成を求めているが、適正規模・適正配置の議論がまとまってからという説明を受けている。この提言書の中でも、年次計画を策定し、それに基づいてどのように進めていくかという点を入れておいてほしい。
・大規模校化については、現有施設での対応を前提に、目の前の教育環境を悪化さ

せないための教育環境整備を進めるというとりまとめで修文し、次回に内容確認をする。

＜提言書原案について＞

・提言書原案をみると、これまでの議論について盛り込んでもらえている。ポイントとしては、4（1）エリア設定で、エリアごとに小学校、中学校の配置がうまく行くように考えていくというものを盛り込んだ。ただ具体的なエリアの線引きについては、非常に難しい部分があるので、実施計画で取り組んでいただく。
・3（3）適正規模、適正配置の基本的な考え方も非常に重要な部分で、1概ね12～18学級としている。「概ね」という表現により、少し柔軟性を持たせている。2については、通学区域の変更を念頭においた書き方をしている。自治体によっては通学区域の変更には困難を伴うが、基本的な考え方として謳っている。
・施設の老朽化は、大規模校化だけの問題ではないので、全体の中で扱わせていただきたい。
・前にも意見のあった障害児教育についての対応が気にかかる。
・5（5）教育施策等への対応の中で、取り扱わせて頂きたい。
・検討懇談会での各委員からの意見として、具体的な内容を囲みで記載してはどうか。
・特別支援教育における適正規模もある。（20人台が望ましい。）
・冒頭の「はじめに」の中で、「小規模校＝統廃合の対象として考えるものではなく」とある。ここは長期を見越した表現になっているが、先程来の議論にもあるように、目の前の現実についての記述もあわせて必要になる。
・5の配慮すべき点について、（1）（2）について、「はじめに」のところでも触れておいてもらえると、この部分が生きてくると思う。
・学童クラブ、図書館、児童館との関係についても記載した方がいいのではないか。
・原案については、本日が初見であるので、改めてご意見を頂くこととしたい。1月24日までに事務局宛てFAXにてご意見をお寄せいただく。集約の上、次回懇談会開催前に事前資料としてお送りする。

3　次回の会議日程について

・2月12日（火曜日）午後2時30分より

以上

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

第６回会議次第

日　時：平成 20 年２月 12 日（火）
午後２時 30 分～
場　所：保谷庁舎３階会議室

【議題】　１　第５回会議　会議録の確認について

２　学校施設適正規模・適正配置について

３　その他

西東京市

学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

提言書（案）

平成 20 年　月

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　提言書（案）

目 次

はじめに……1

１．市立学校の現状……2
（１）児童数（小学校）・生徒数（中学校）の推移
（２）規模、配置からみた市立学校の現状

２．適正規模・適正配置の必要性……9
（１）適正規模・適正配置をとりまく動向
（２）適正規模・適正配置の必要性

３．学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方……10
（１）学級数（学年規模）と教員配置について
（２）通学距離（時間）について
（３）本検討懇談会が考える、適正規模・適正配置の基本的な考え方

４．学校施設適正規模・適正配置に向けた方策……12
（１）適正化へ向けた基準づくり
（２）エリア設定による適正規模・適正配置の検討

５．学校施設適正規模・適正配置を行うに際して配慮すべき点について……15
（１） 地域とのかかわり
（２） 防災施設、地域コミュニティの視点
（３） 大規模マンション等の出現に対して
（４） 通学路の安全確保と鉄道路線との関係
（５） 教育施策等への対応
（６） 老朽化施設の計画的な建替えと改修

おわりに……17

（資料編）……18

はじめに

本検討懇談会は、西東京市教育委員会の要請に基づき、「市立学校の適正な規模及び適正な配置に関する事項」を検討するため、平成 19（2007）年６月 26 日に、学識経験者、市立学校保護者代表、青少年関係団体、市立学校の校長代表、公募市民の計 13 名からなる、『西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会』を設置し、計６回の懇談会を開催した。

西東京市が、合併時に行った児童数予測では、平成 22（2010）年には、小学校全 20（合併後けやき小学校として統合された西原小学校と西原第二小学校を含む）校中７校で全学年１クラス編成になると想定していた。（「田無市・保谷市新市将来構想」より）

しかしながら現状をみると、想定されたように児童数が減少し、１クラス編成の学年が生じた学校がある一方で、ここ数年の間に、大規模工場の移転跡地への大型マンション建設や農地の宅地化などが進んだ結果、児童数が増加している学校もある。中には、既存の施設規模を超え、増築が必要となった学校も出現するなど、当時の予測とは大きく乖離する状況が見られる。

このように、地域ごとに偏りが生じている中で、本検討懇談会としては、既存施設規模を超える状況に直面している学校施設への対応と、少子化の流れの中で、中長期的には児童・生徒数が減少を迎えることから、将来を見据えた対応との両面で、学校施設の適正規模・適正配置についての考え方を検討するものである。

検討にあたっては、平成 19 年３月に作成された『学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書』を基に、「子どもたちにとって、西東京市が自分たちの故郷だと意識できるような子育てが大切」であり、「子どもたちにとって、よい教育環境で教育を受けさせたい」ということを念頭に置いた。

教育環境を整えていくことはもちろんのこと、ただ教育施設としてのみで捉えるのではなく、地域とともに築き上げてきたこれまでの経緯や地域活動の基盤として、あるいは防災活動の拠点として、地域の中で学校が果たしてきた役割に目を向け、さまざまな観点から議論を重ね、学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方とその実現に向けた具体的な方策づくりについて、懇談会委員の意見のとりまとめを行ってきたものである。

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　座長　　葉養　正明

１．市立学校の現状

（１）児童数(小学校)・生徒数(中学校)の推移

全国的な少子化の進展とともに、西東京市でも児童・生徒数が減少し、１クラス編成の学年となるに至った学校がある一方で、近年には大規模な敷地を有する工場の移転や農地転用に伴う大型マンションの建設、住宅開発により、特定の地域に児童・生徒の急激な増加が見られる。その結果として教室数が不足する学校も出現するなど、前述の通り、地域による児童・生徒数の偏在が著しい状況ともなっている。

児童・生徒数の推移【グラフ１】をみると、児童数は、昭和 50（1975）年の 14,676 人をピークに減少傾向となり、平成 13（2001）年には、8,646 人、ピーク時の 59%となっている。

また生徒数は、昭和 57（1982）年の 6,544 人をピークに、平成 16（2004）年には 3,624 人まで減少し、ピーク時の 55%となっている。

児童数、生徒数ともに、第二次ベビーブーム期のピークを迎えた後は、一貫して減少傾向が続いたが、児童数は平成 14（2002）年以降、生徒数は平成 17（2005）年以降再び増加に転じている。

【グラフ１：小・中学校の児童・生徒数と学校数の推移】

統計値の出典）各年 5 月 1 日　統計にしとうきょう（平成 12～18 年度版）、田無市の統計（昭和 48～平成 11 年度版）、とうけい保谷（昭和 51～平成 11 年度版）
平成 19 年は学校基本調査
（特別支援学級の児童数・生徒数を含む。）

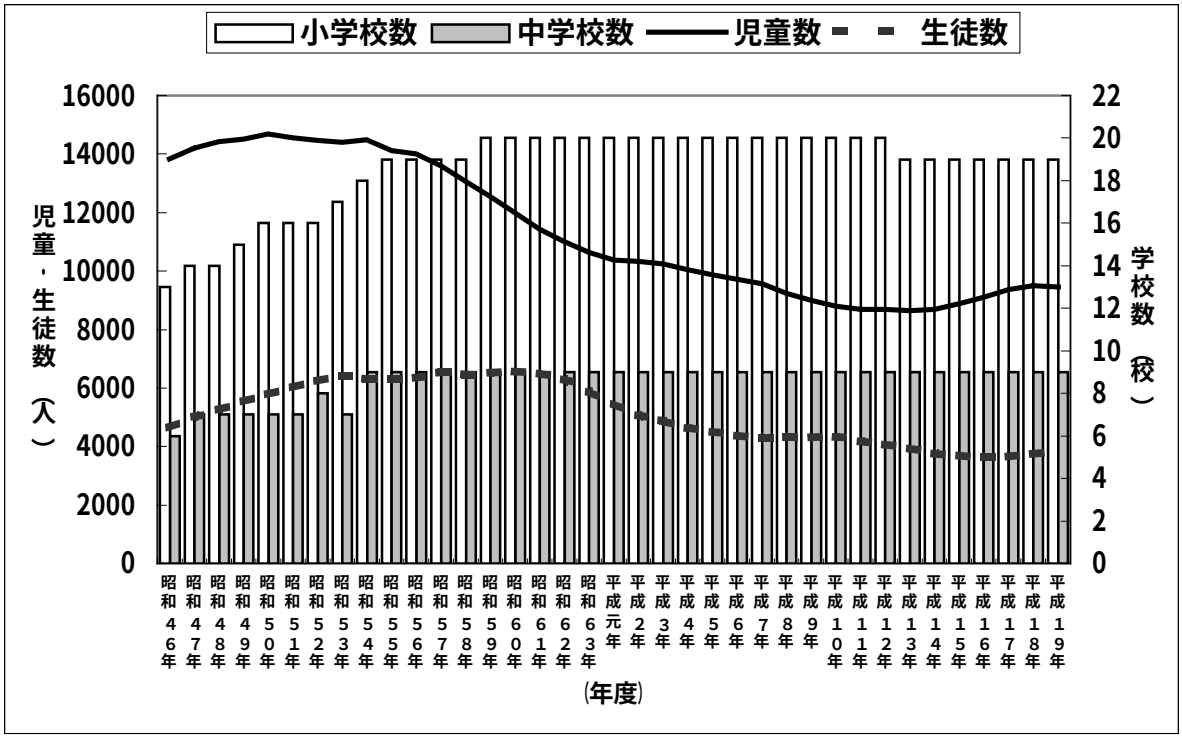

将来推計【グラフ２・３】によれば、現在の増加傾向は、児童数で平成 26（2014）年をピークとして減少傾向に転ずる。生徒数についても、推計期間末の平成 28（2016）年まで増加傾向を示しているものの、児童数に遅れること６年程度でピークを迎え、再び減少傾向を示すものと推測される。

【グラフ２・３：児童数・生徒数の将来推計】

推計値の出典）学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書（平成 19 年 3 月）による学校別将来推計を年次ごとに合算。
なお平成 19 年については、5 月 1 日現在の実績値。
（特別支援学級の児童数・生徒数は含まない。）

【グラフ２　児童数推計（小学校）】

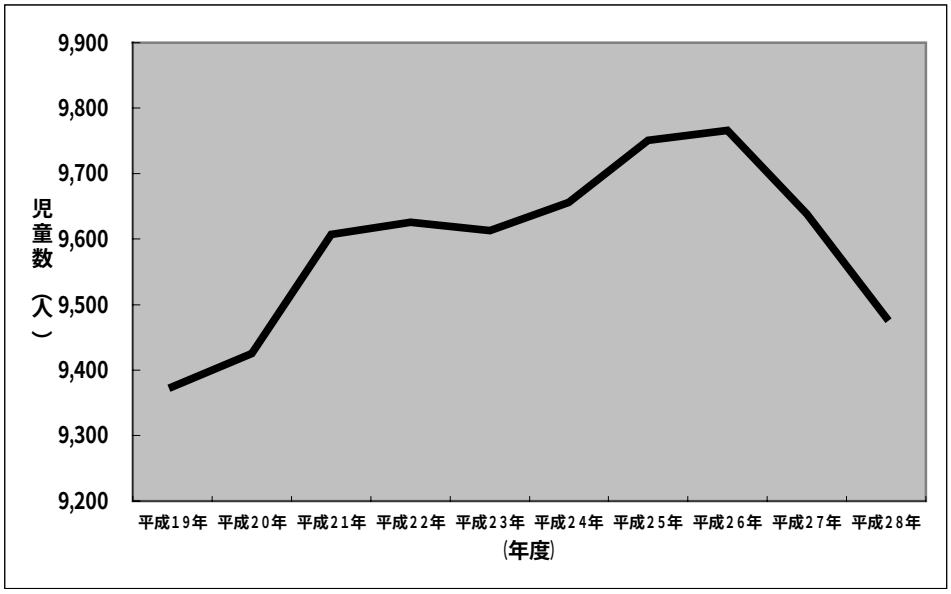

【グラフ３　生徒数推計（中学校）】

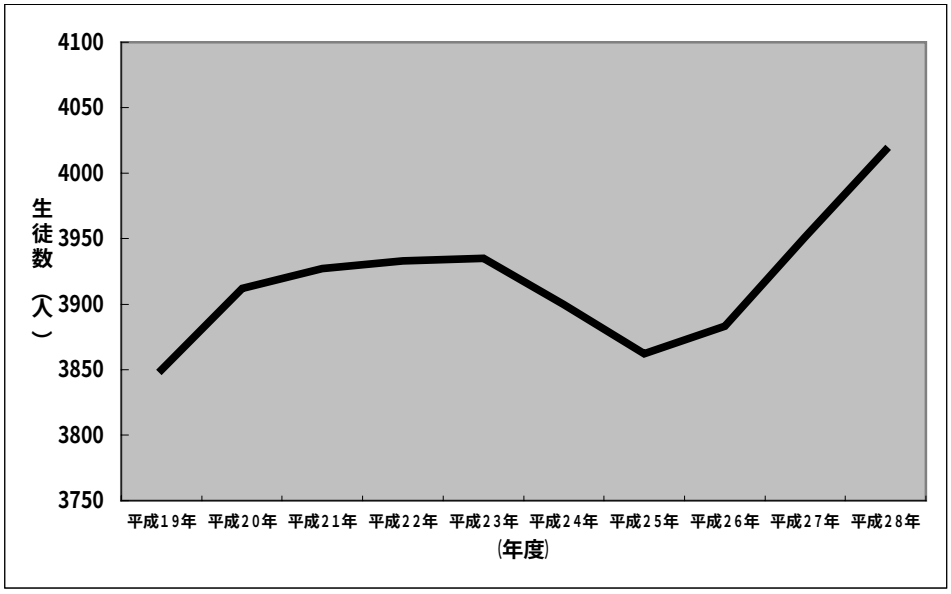

平成 19（2007）年度の児童・生徒数【表４　学校別の児童・生徒数と学級数】の学校間格差は、小学校の場合、最小の学校は児童数 266 人（住吉小学校）、最大の学校は児童数 760 人（上向台小学校）で 2.86 倍の開きが生じている。一方、中学校の場合では、最小の学校は生徒数 333 人（柳沢中学校）、最大の学校は生徒数 551 人（保谷中学校）で 1.65 倍の開きが生じている。

【表４　学校別の児童・生徒数と学級数（平成 19 年 5 月 1 日現在）】

統計値の出典）学校基本調査＜教育企画課＞
（特別支援学級の児童・生徒数及び学級数は含まない。）

小学校			学校名	児童数	学級数
学校名	児童数	学級数	芝久保	337	12
田無	574	18	栄	537	16
保谷	415	12	泉	298	11
保谷第一	496	14	谷戸第二	556	18
保谷第二	530	17	東	324	11
谷戸	458	15	柳沢	438	12
東伏見	522	16	上向台	760	22
中原	573	18	本町	349	12
向台	674	19	住吉	266	10
碧山	530	16	けやき	737	22

中学校			学校名	生徒数	学級数
学校名	生徒数	学級数	田無第三	436	12
田無第一	393	11	青嵐	458	13
保谷	551	15	柳沢	333	9
田無第二	403	11	田無第四	491	13
ひばりが丘	446	13	明保	339	11

（２）規模、配置からみた市立学校の現状

現在の学校数は、小学校 19 校、中学校９校であり、これは平成 13（2001）年の旧田無市と旧保谷市の合併当時から現在に至るまで、施設数自体の変化はない。

学級数は、文部科学省の標準として、『学校教育法施行規則』【参考資料５】の中で、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。」としている。

なお、『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令』【参考資料６】では、５学級以下の学校と標準的な学校を統合する場合は、24 学級までを標準とする扱いもある。

【参考資料５】

出典）学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

最終改正：平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号

第二章　小学校

第十七条　小学校の学級数は、**十二学級以上十八学級以下を標準**とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第三章　中学校

第五十五条　第十七条、（中略）から第四十九条までの規定は、**中学校に、これを準用**する。（後略）

これに当てはめると、平成 19（2007）年度は、小学校では、12～18 学級の学校が、19 校中 13 校となっており、11 学級以下の学校が３校（住吉小学校 10 学級、泉小学校と東小学校 11 学級）、19 学級以上の学校が３校（向台小学校 19 学級、上向台小学校とけやき小学校 22 学級）となっている。

中学校では、12～18 学級の学校が９校中５校となっており、11 学級以下の学校が４校（柳沢中学校 9 学級、田無第一中学校、田無第二中学校、明保中学校 11 学級）となっている。

平成 19（2007）年度の学級数の学校間格差は、小学校の場合、最小の学校は 10 学級（住吉小学校）、最大の学校は 22 学級（上向台小学校、けやき小学校）で 2.20 倍の開きが生じている。一方、中学校の場合では、最小の学校は９学級（柳沢中学校）、最大の学校は 15 学級（保谷中学校）で 1.67 倍の開きが生じている。

通学距離は、文部科学省の標準として、『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令』【参考資料６】の中で、「小学校については概ね４㎞以内、中学校は概ね６㎞以内であること。」とされている。

【参考資料６】

出典）義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
（昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号）

最終改正：平成一九年三月二二日政令第五五号

（適正な学校規模の条件）
第四条　法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。
一　学級数がおおむね**十二学級から十八学級**までであること。
二　通学距離が、**小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内**であること。
２　五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
３　統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

しかしながら、これは全国一律の数値基準であって、人口が集中する都市部に位置する西東京市の場合は、実情に即していない。

小学校全 19 校中 12 校の通学区域内最長通学距離【図７】は概ね１㎞未満である。学校別での最長通学距離は、新町６丁目から保谷第二小学校までの 2.1㎞となるが、実態としては、旧市境付近に適用される指定校変更特例措置を利用し、近隣の上向台小学校や向台小学校に通っていることから、現実には、北町４丁目から保谷第一小学校の 1.4㎞が最長通学距離と考えられる。

＊指定校変更特例措置：西東京市が田無市と保谷市との合併によることに伴い、旧市境を越えて、指定校より近い方の学校に入学できる制度。

【図７　通学区域内最長通学距離（小学校）】

各通学区域の最も遠い箇所と学校との直線距離を計測。

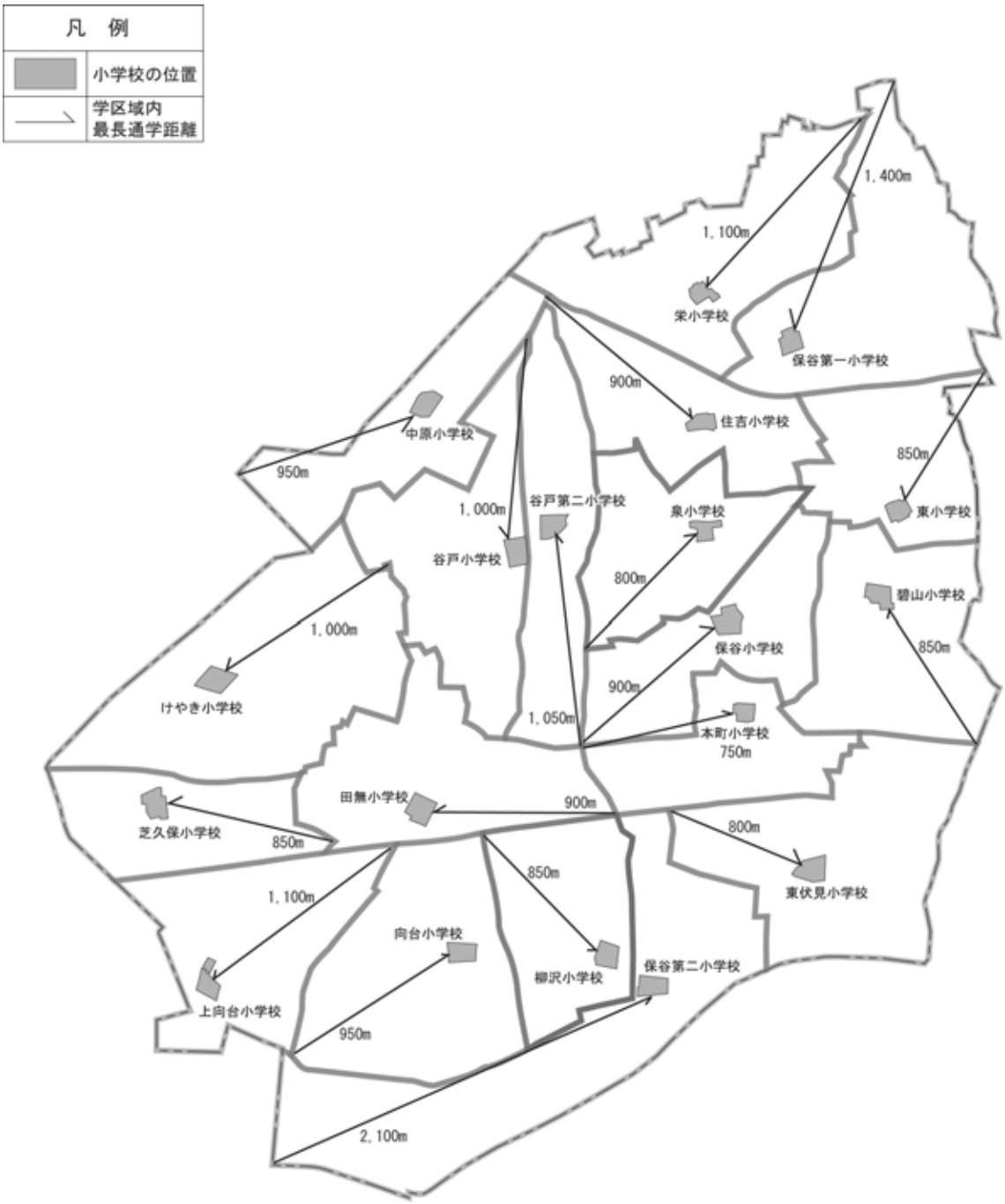

また、中学校全９校中７校における通学区域内最長通学距離【図８】は、概ね１～1.5㎞ となっている。学校別での最長通学距離は、新町６丁目から柳沢中学校の 2.3㎞ やひばりが丘４丁目からひばりが丘中学校の 1.9㎞ となるが、こちらも小学校と同様に、現実には、指定校変更特例措置の利用により、近隣他校への通学が可能な状況となっている。

【図８　通学区域内最長通学距離（中学校）】

各通学区域の最も遠い箇所と学校との直線距離を計測。

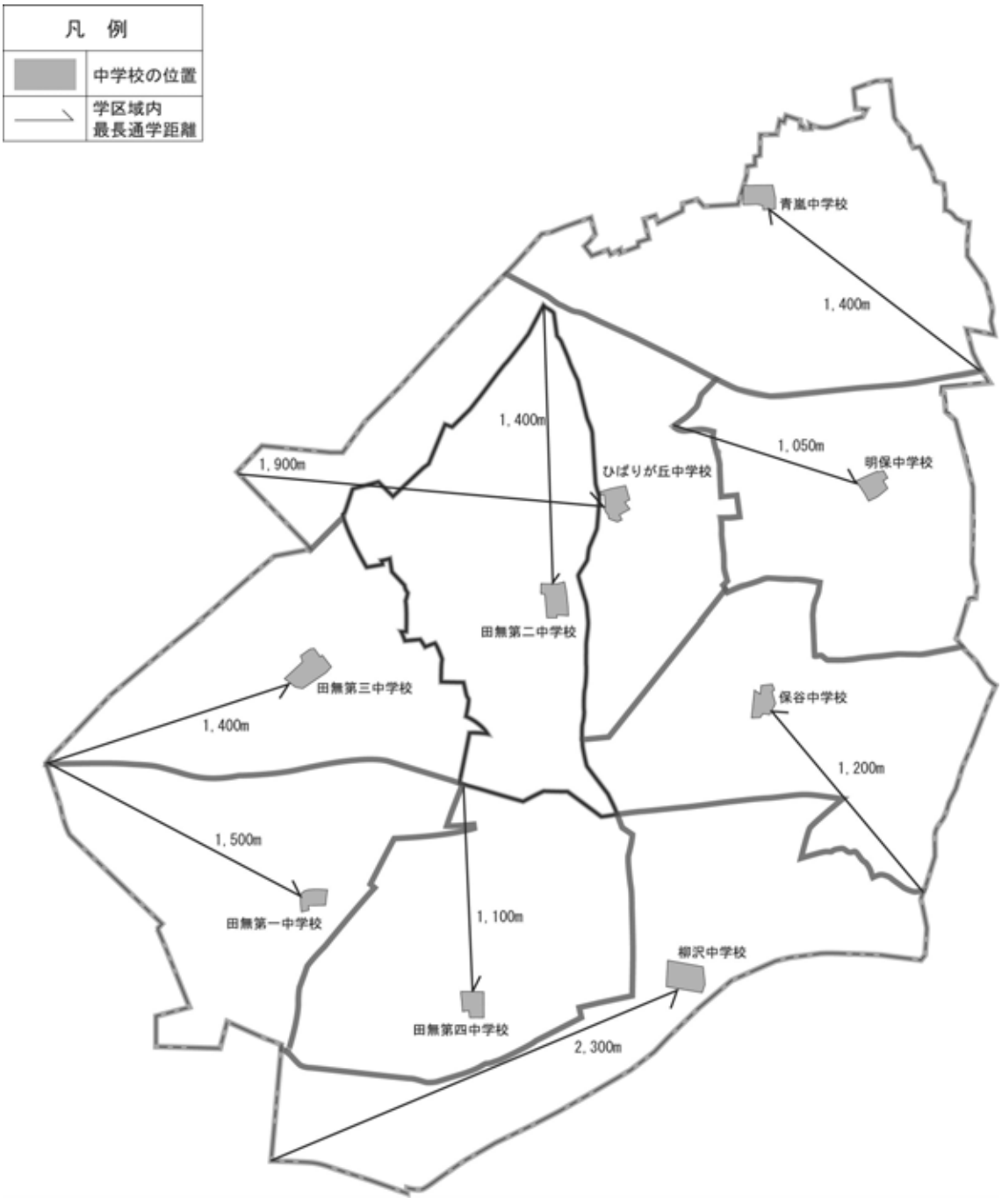

２．適正規模・適正配置の必要性

（１）適正規模・適正配置をとりまく動向

学校施設の適正規模・適正配置については、合併当時からの検討課題ともなっており、合併時の通学区域についての調整では、「当面、現行のままとするが、市境の地域においては、弾力的な運用に努める。また、児童・生徒数の動向を踏まえ、新市においては速やかに、小中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。」（『合併協定書』より）とされている。

合併時の推計では、児童・生徒数の減少により学校施設の具体的な統廃合の検討を行う必要性が窺えたが、合併後は逆に児童・生徒数が増加に転じ、現在では教室不足や少人数指導教室を確保できないなどの、新たな視点による適正規模・適正配置の検討が求められる状況ともなっている。

また、合併から７年が経過したが、現在も旧二市時代からの通学区域を継続した状況が続いており、通学区域の見直しは行っていない。このため一部の地域においては、家の近くに学校があるにもかかわらず、より遠くの場所にある他の学校に指定されている場合があり、通学距離上の矛盾も生じている。

なお、平成 13（2001）年度より指定校変更特例措置を実施し、旧市境を中心に、一応の配慮はしているが、あくまでもこれは特例措置であって、保護者による手続き等が必要な状況にある。また指定校変更特例措置とは別に、平成 15（2003）年度からは、学校選択制度も実施しており、指定校以外の希望する学校への入学を申し立てることができるようにもなっている。

＊学校選択制度：一定の制約はあるが、住所地による指定校以外を選んで入学できる制度。

（２）適正規模・適正配置の必要性

西東京市では、これまでニーズに応じた諸制度を実施することにより、学校施設規模、施設配置に対する課題を補完してきた。

また、現時点における将来の児童・生徒数の推計からは、当面、１校（泉小学校）を除き、１学年複数学級が保たれる見通しとなっており、大規模マンション等の建設により児童・生徒数の急増が想定されている学校においては、すでに教室数の確保に向けた対応を進めている。

しかし、現状では一部の地域において子どもが増えている状況にはあるものの、少子化の流れは西東京市においてもその例外ではなく、いずれ減少することが想定される。さらに、昨今の厳しい財政事情の一方で、多様な教育ニーズへの対応も多く、今後はより効率的な学校運営を行っていく必要があると考える。

このことから本検討懇談会としては、将来を見据えた小中学校の適正規模と適正配置が必要であるとの認識に立ち、次の通りとりまとめを行った。

３．学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方

適正規模・適正配置の問題は、

①…学級数（学年規模）と教員配置

②…通学距離（時間）

の２つの要因が重なりあっていると本検討懇談会は考える。

（１）学級数（学年規模）と教員配置について

子どもたちが学校における集団生活を通して、社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くためには、クラス替えが可能である１学年２学級以上が望ましいと考える。

特に学級活動、班活動を運営していく上では、１学級 30 人程度がベースの複数学級編成となる学年規模(児童・生徒数）が望まれる。

また、学級数に応じて教員の配置人員が定められる現状では、教員配置の面から捉えると、同一学年で複数の教員による教育内容、指導方法等の研究や研修を可能とする学級数であることが望まれる。特に教科担任制の中学校において教科担当の教員が各学年にそれぞれ配置できることが望ましい。

－検討懇談会の意見から－

・子どもたちが社会性を身に付け、豊かな人間関係を築き上げていくことが望まれる。この点から、人間関係が固定してしまう１学年単学級編成は好ましくない。

・学級数が減少すると、教職員定数配置方針に基づき教員数が減らされる。

・特に中学校では、主要５科目の先生が各学年に１人ずついることが望ましい。（またクラブ活動の種類も限定されるなどの影響がある。）

・新任の先生にとっても、研修や相談できる相手が必要であり、１学年複数学級が望ましい。

（２）通学距離（時間）について

人口が集中する都市部にある西東京市においては、文部科学省の標準である、全国一律の数値基準を満たしており、考え方の基本とはなりにくい。

しかし、児童、生徒にとってはなるべく短い通学距離で、かつ学校間で極端な差がでない通学距離となることが望ましい。

－検討懇談会の意見から－

・地域によっては、指定校への通学に時間がかかる。（40～50 分もかかるのでは、小学校１年生など、体力的にも厳しい。）
・特に指定校変更特例措置により、手続きを行った上で近くの学校に通えるようにはなったが、依然として指定校という枠組みは存在し、制度の利用は、特別な地域という印象を持たせる。
・通学区域の見直しを実施することに伴い、一時的に不都合が生じたとしても、学校選択制度により、ある程度カバーできる。

（３）本検討懇談会が考える、適正規模・適正配置の基本的な考え方

地域ごとに児童・生徒数に偏りがあり、個々の学校の施設規模が異なっているという前提があるものの、本検討懇談会では以下の考え方のもとに、適正規模・適正配置が進められることを望みたい。

①各校の学級数の適正規模は概ね 12～18 学級が望ましいと考える。
ただし、この範囲に満たない場合あるいはこれを超える場合でも、直ちにこれを適切でない施設規模であると判断するものとはしない。

②上記の適正規模を念頭に、児童、生徒にとってなるべく短い通学距離となる通学区域の設定が望まれる。

また、合併後７年を経過していることから、早急に取り組む課題として、指定校変更特例措置によって実態としては課題が解消されている旧市境付近の通学区域設定について、制度面（指定校の枠組み）で検討し整理する必要があると考える。

４．学校施設適正規模・適正配置に向けた方策

（１）適正化へ向けた基準づくり

西東京市では、地域によって学校規模の差が大きくなってきている。本検討懇談会では、各校の適正規模を概ね 12～18 学級としたが、これを外れた場合においても、小規模校化、あるいは大規模校化の程度やその状況に該当する期間等を見極めながら、児童・生徒にとって最善の方法を選択することを求めたい。

①小規模校への対応

本検討懇談会では、クラス替えが可能となる１学年２学級以上が望ましいとしたことから、これを下回る学級数の学校は、いわゆる小規模校という位置づけとなるが、直ちに“小規模校＝統廃合の対象”とはしない。児童・生徒数の減少に伴い、単学級編成の学年が出現した段階で将来動向を予測し、引き続き減少が想定され、実態としても、小規模校化がより顕著となった場合（複数の学年で単学級編成になり、将来的にもその状況が続くことが想定される場合）においては、周辺校の動向を踏まえ、統廃合も視野に入れた検討を行うこととする。

－検討懇談会の意見から－
- 検討にあたっては、児童、生徒や保護者、地域市民等により構成される協議会等を立ち上げ検討する必要がある。
- 検討の結果、統廃合という結論に至った場合でも、新たな学校（名称等を含む）を設置する方法をとることが望ましい。

②大規模校への対応

現在、児童数が急増している学校は、近年の通学区域内における大規模な住宅開発に起因している。しかしながら、これらの学校においても、少子化の流れの中で、数年後には再び減少することとなる。地域によっては、今後も新たな住宅開発に伴い、その規模に応じての児童・生徒数の増加はあっても、長期的な視点でみると、やはり一時的な事象と考える。

この大規模校化への対応については、隣接する学校との通学区域の変更によって児童・生徒を隣接校へ誘導することを基本として考えるべきである。ただし通学区域の変更については、児童・生徒数の増減に応じて頻繁に実施することは、地域との関係からも適切とはいえず、地域の意向を踏まえて実施する必要があることから、相当の期間を要することが想定される。

一方、現状を踏まえると西東京市で児童・生徒が急増している地域は、市の西部や南西部などの特定地域に偏っていることから、ともに増加しつつある隣接する学校間では、通学区域の変更による対応は難しいことになる。学校の新設による通学

区域の分割という考え方もあるが、既成市街地であることから新たな校地の取得は、非常な困難を伴うことが想像される。さらには、仮に適地を得ることが可能だとしても、用地の買収や施設の建設に要する費用、施設の償却期間についての課題もある。

そこで本検討懇談会としては、大規模校化しつつある学校については、喫緊の課題でもあり、現実的な対応が求められていることから、将来動向を予測した上で、一時転用教室を普通教室に戻すことや、増築等を行うことなどを含めた現有施設での対応が可能な限り、これを許容する結論を得た。

ただし、これは一時的なことではあっても、在籍する児童・生徒にとって、教育環境を悪化させないための整備をきちんと実施していくことをあわせて求めたい。

－検討懇談会の意見から－

・隣接する学校の規模、施設などに問題がなく、通学距離においても差がない場合は、通学区域の一部を近隣の学校の通学区域との調整区域として、児童・生徒およびその保護者に学校を選択してもらう、または、情報提供等により誘導する方策もある。

・通学区域という枠組みの中で、その区域内の児童、生徒数に応じて、学校施設を改善してきたが、現状ではその対応も難しくなってきた。そこで、現在の学校施設規模を基準として、その施設で受け入れられる児童・生徒数の上限を定めて、受け入れる方法も考えられる。ただし、地理的な制約がなくなるため、より地域とのかかわりが希薄になることや一部の学校に児童・生徒が集中する可能性もある。

（２）エリア設定による適正規模・適正配置の検討

本検討懇談会では、児童・生徒数の将来的な趨勢を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置を進めるための基本的な考え方について検討してきたが、現状認識としては、個々の学校規模に差があり、通学区域ごとに個別の地域事情を抱える中で、これまでの通学区域単独での課題解決は非常に困難な状況となっていることも確認できた。

このため、たとえば中学校を軸に、複数の小学校をまとめたエリアを設定し、そのエリア内での適正規模・適正配置を検討するという考え方を提案する。

このエリアという概念を取り入れることは、ソフト面でも相互連携、相互補完という関係で取り組むことが新たに可能となる。

たとえば１つには、小学校と中学校との連携を考えるとき、学習内容がステップアップすることに加え、思春期という非常に難しい時期に、異なる環境への移行をスムーズに行う上でも有効であると思われる。

また中学校間、あるいは小学校間の連携により、自校には未設置の部活動や活動場所についても相互補完の関係の中で、活動することが可能となる。

さらには、これまでの地域と学校とのかかわりを基本として、より広域化した地域と学校とのかかわりを実践することも可能となり、施設や地域資源、人材などの有効活用といったことが生じると考えられる。

西東京市においては、子育て施策等の推進に向けた地域ネットワークのモデルとして「ブロック構想」の考え方もあることから、これら関係各課の施策にも配慮しつつ、検討されることを望みたい。

５．学校施設適正規模・適正配置を行うに際して配慮すべき点について

（１）地域とのかかわり

通学区域の設定に関しては、学校選択制度の導入により、「昔からの地域とのつながり」という部分が弱くなり、地域でいろいろと行動する上でもやりにくくなっているという意見があった。一方で、西東京市としての新しい時代の教育でもあることから、これまでの地域性を乗り越えるべきという意見もある。

本検討懇談会では、両意見の主旨を踏まえつつも、たとえばエリア設定で示したような、ある程度の地域的なまとまりを基本とするべきであると考える。

特に通学区域の見直しについては、既存の地域活動に与える影響も大きいことから、これとのかかわりについては十分な配慮が必要である。

また個別具体の検討を進めるに際しては、地域とのかかわりを重視し、検討初期の段階より、地域市民、保護者、児童・生徒にも情報提供を行い、行政と地域が一緒になって考えていくことが必要である。

（２）防災施設、地域コミュニティの視点

学校は、児童・生徒の学習の場であるのみならず、地域のみんなのものとして存在し、地震や火災等の災害が発生した際には、地域の避難所、一時避難場所として機能する役割も担っている。また、前述の通り、地域コミュニティの中心的な存在でもあり、学校運営連絡協議会、青少年育成会、ふれあいのまちづくり事業などの活動が行われている。この点への配慮も必要である。

（３）大規模マンション等の出現に対して

近年の大規模マンションの出現による児童・生徒数の急激な増加は、当該地域の学校に与える影響が大きいだけでなく、学校施設適正規模・適正配置での全市的な対応をも左右するものとなっていることは、前述の通りである。

住宅開発に際しては、関係各課との協力により、情報収集に努めるとともに、関係部署と協議を行い、連携して対応することを望みたい。

（４）通学路の安全確保と鉄道路線との関係

通学区域内の安全性の確保など、登下校時の通学路の安全性への配慮は重要である。特に、踏切を避けた通学路の設定を求めたい。

また関係機関との調整を図り、通学路の整備に努めるとともに、地域の協力を得て、児童・生徒の登下校時の安全確保に努めることを望みたい。

（５）教育施策等への対応

特別支援教育、小中一貫教育、少人数指導、40 人学級の見直しなど、各種の教育施策および諸制度への対応については、国・都および市の政策・財政とも関連することから、本検討懇談会としては、学校施設の適正規模・適正配置を検討する中で、教育環境の向上、充実につながるものについては、積極的に取り組んでいただけるように望みたい。

（６）老朽化施設の計画的な建替えと改修

現状では、小中学校 28 校中 16 校が昭和 30～40 年代の建物となっており、施設の老朽化が進んでいる。財政上も厳しい折から、施設の老朽化を視野に入れ、適正規模・適正配置の検討と合わせて合理的かつ計画的な施設の改修・整備を求めたい。

おわりに

本検討懇談会は、保護者、地域、青少年育成団体、学校、学識経験者とそれぞれの立場は異なるものの、西東京市の子どもたちにとって望ましい教育環境となるよう検討を重ねてきた。

西東京市の市立学校の現状と問題点を認識することからはじめ、適正規模・適正配置の基本的な考え方、具体的な方策について、時には地域の具体例を踏まえながら議論を進めてきた。様々な意見が出されたが、検討懇談会として大方の意見の一致が見られ、ここに提言書としてとりまとめた。

また、意見としては少数であったり、個々人の意見であったりしたものについても、検討懇談会意見としてできるだけこの中に盛り込んだ。

今後この提言をもとに、教育委員会が適正規模・適正配置の基本方針を取りまとめることとなるが、市民が強く関心を持っている学校施設の適正規模・適正配置について、教育委員会と学校、保護者、地域が一体となって検討し、学校施設の有効活用と教育環境の充実に努められることを望みたい。

添付資料（リスト）

・西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会設置要綱
・西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴要領
・西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　委員名簿
・西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　検討経過（開催日程）

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会設置要綱

第１　設置

西東京市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の児童生徒の良好な教育環境の整備を図ることを目的とし、市立学校の適正な規模及び適正な配置に関する事項を検討するため、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第２　所掌事務

懇談会は、教育長の依頼を受け、市立学校の適正な規模及び適正な配置のあり方等について検討し、その検討結果を教育長に報告する。

第３　組織

懇談会は、次に掲げる委員14人以内をもって構成し、教育長が依頼する。

(1) 学識経験者　　１人
(2) 公募の市民　　５人以内
(3) 市立学校保護者の代表　　２人以内
(4) 青少年関係団体　　２人以内
(5) 市立学校の校長の代表　　４人以内

第４　任期

委員の任期は、第３に規定する依頼の日から第２に規定する教育長に報告する日までとする。

第５　報償

懇談会の委員のうち第３第５号に掲げるものを除き、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第６　座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

２　座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第７　会議

懇談会は、座長が招集する。

２　懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、座長の決するところによる。

４　懇談会は、必要があると認めるときは、関係者又は職員の出席、資料の提供を求めることができる。

第８　会議の傍聴

懇談会の会議は、傍聴することができる。

傍聴の手続き等必要な事項は別に定める。

第９　庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第10　委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年７月１日から施行する。

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴要領

第１　趣旨

この要領は、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第２　傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は、会議会場の広さ等を勘案して会議の座長が定める。

第３　傍聴人の決定

会議を傍聴しようとする者は、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会傍聴者名簿（様式第１号）に住所、氏名等を記入しなければならない。

２　傍聴人は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で決する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が第２で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

第４　傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他危険なものを所持している者

(2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第６の規程により撮影又は録音することにつき、座長の許可を得た者を除く。

(5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

第５　傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食及び喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

第６　撮影等の許可

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に座長の許可を得た場合は、この限りではない。

第７　職員の指示

傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

第８　傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第９　違反に対する措置

傍聴人がこの要領に違反するときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第10　委任

この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要領は、平成19年６月１日から施行する。

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　委員名簿

委員区分	氏名	備考	
学識経験者	葉養　正明	東京学芸大学　教授	座長
公募の市民	川合　眞理子		
	鶴田　清司		
	谷戸　美代子		
	嶋田　文子		
市立学校保護者の代表	塩沼　惠美子	西東京市小中学校 PTA・保護者の連絡会	
	早川　肇	西東京市小中学校 PTA・保護者の連絡会	
青少年関係団体	住田　佳子	西東京市青少年問題協議会	副座長
	菅野　美鈴	保谷小学校区青少年育成会	
市立学校の校長の代表	藤平　洋子	中原小学校長	
	佐々木　英夫	上向台小学校長	
	浅倉　隆壽	田無第二中学校長	
	椎野　芳挙	柳沢中学校長	

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　検討経過

会議	開催日	検討内容
第１回	平成 19 年 6 月 28 日（木）	１　教育長あいさつ ２　依頼状及び任命書手交 ３　委員紹介（自己紹介） ４　事務局紹介 ５　西東京市学校施設適正規模･適正配置検討懇談会設置要綱について ６　議題 ○座長の決定 ○副座長の決定 ○西東京市学校施設適正規模･適正配置検討懇談会傍聴要領について ○会議録の記録方法について ○学校施設の配置状況について ○今後の予定について
第２回	平成 19 年 7 月 23 日（月）	１　第１回会議　会議録について ２　議題 ○学校施設適正規模・適正配置について ・現状と問題点の把握 ３　次回の会議日程について
第３回	平成 19 年 8 月 22 日（水）	１　第２回会議　会議録の確認について ２　議題 ○学校施設適正規模・適正配置について ・適正規模、適正配置の基本的な考え方 （エリア設定による適正化の検討） ３　次回の会議日程について
第４回	平成 19 年 10 月 30 日（火）	１　第３回会議　会議録の確認について ２　議題 ○学校施設適正規模・適正配置について ・適正化への方策（小規模校化への対応） ・適正化に際して配慮すべき点 ３　次回の会議日程について
第５回	平成 20 年 1 月 10 日（木）	１　第４回会議　会議録の確認について ２　議題 ○学校施設適正規模・適正配置について ・適正化への方策（大規模校化への対応） ・検討懇談会提言書（原案）の検討 ３　次回の会議日程について
第６回	平成 20 年 2 月 12 日（火）	１　第５回会議　会議録の確認について ２　議題 ○学校施設適正規模・適正配置について ・提言書（案）の検討、決定 ３　その他

会議録

会議の名称	西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会　第６回会議
開催日時	平成20年２月12日（火）午後２時30分から午後４時25分まで
開催場所	保谷庁舎３階会議室
出席者	委員：11名出席（順不同、敬称略） 葉養 正明（座長）、住田 佳子（副座長）、川合眞理子、 谷戸美代子、嶋田 文子、塩沼惠美子、早川 肇、菅野 美鈴、 藤平 洋子、浅倉 隆壽、椎野 芳挙 事務局：青柳 昌一（教育企画課長）、保谷 俊章（教育企画課学務係長）、清水 達美（教育企画課企画調整係） コンサル：久保田 剛（都市環境計画研究所）
議題	１．第５回会議　会議録の確認について ２．学校施設適正規模・適正配置について ３．その他
会議資料の名称	・次第 ・西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会提言書（案）
記録方法	□全文記録　□発言者の発言内容ごとの要点記録　■会議内容の要点記録

会議内容

【議題】

１　第５回会議　会議録の確認について

・開催通知とともに、会議録を事前郵送した。

・会議録について確認を行った。

２　学校施設適正規模・適正配置について

＜事務局より提言書（案）の説明＞

・これまでの議論の積み重ねにより、大方の議論の一致が見られたものをとりまとめた。欠席者の方からは、提言書（案）についてのご意見はなかった。

＜内容についての確認＞

・検討懇談会は、本日の第６回で最後になる。今日検討いただいたご意見を反映し、提言書としてとりまとめたい。

・児童、生徒数の将来推計について、28年度以降の数字はあるのか。

・昨年度の部内検討委員会で行った調査で28年度まで推計している。これ以降の推計は今のところ行っていない。

・中学校については、生徒数が上昇する形で終わっているが、小学校児童数の推計値が、平成27年以降下降していることから推測すると、中学校でもこのあとにピ

ークを迎えてやがて減少すると思われる。
・7、8ページには、通学の最長距離が示されている。西東京市の場合は、地形の起伏があまりないことから、直線距離で捉えても問題はないだろう。
・10ページの検討懇談会の意見からという囲みの中の３つ目、「特に中学校では、主要5科目～」というところで、「主要」という言葉については、文言の修正をお願いしたい。（→「週の授業時間が多い」に訂正する。）
・11ページで適正化の基本的な考え方を示し、それに基づいて12ページ以降で具体の対応を示している。この流れの中で、検討懇談会としては、「譲歩するような書き方」（適正規模を12～18学級として示しているが、これを外れてもすぐに適正ではないとも記している点）をするべきではないと思う。
・この12～18学級とする適正規模を外れる学校が存在する一方で、直ちにダメとはできない現状がある。
・理解はできるが、それを文章で表すべきなのかということ。保護者や市民がここに出てきている理由というのは、私たちがどう思っているかということでもあると思う。まして「財政上厳しい」等の表現については、市民が多く出席している会議でもあることから、この表現により市民が納得しているような形の言質に取られることへの危惧もある。扱い方の問題であって、「できることはやってください。」と言っているのではなく「できる方向で考えてください。」という立場で私たちはこの場にいるのだと思う。
・書き方の問題であると思う。私たちは12～18学級が望ましいと思うけれども、そうでない理由というのもちゃんと理解している。基本的な考え方で断言しているが、ただし書きで、言い訳しているようにも見えてしまう。
・12ページで説明されているので、11ページでは、基本的な考え方のみ示して、明確にしておいた方がよい。
・11ページ（３）の「また～」以下で通学区域を見直す主旨の記述があり、12ページでは、実施に向け期間を要するとの主旨で書かれているが、整合性はとれているのか。
・まとめとしては、11ページについては、合併による特例制度の解消をテーマとして記述している。12ページについては、線引きの見直しについて記載している。
・11ページ（３）「また～」は、②の内容に含まれるもの。「特に」として、続けて示したほうがよい。
・ひばりが丘地区の状況についてはわからないが、新町地区については、実態として特例制度を利用して、近い学校に通学している。
・特例措置の状況については、前年度の報告書P6の図で記している。また特例地域をどのように解消していくかについては、今後地域との話し合いで進めて行きたい。
・14ページのエリア設定のところで、この懇談会では、中学校単位での構想も考えられるのではないかという議論であったと思う。今の書き方であると少し違った受けとられ方（地域ネットワークという言葉に引っ張られる）をするのではないかと思うので、中学校単位でという点を明確にする必要がある。
・15ページに「学校連絡協議会」とあるが、地域コミュニティの視点から考えると、「学校施設開放運営協議会」ではないのか。
・16ページの「教育施策」と「老朽化施設の建替え」についても、議論として行っ

たことであるので、記載すべきとは思うが、適正化について配慮すべき点の中に含むかについては、ここで議論する必要があると思う。
・「教育施策」と「老朽化施設の建替え」については、この提言を受けて、今後行政が実行することが必要な内容になっているのではないかと思うので、記載するべきだと思うし、書かれていないと施策の実施面でも進行が悪くなるのではないかと思う。
・「地域とのかかわり」から「通学路の安全確保」までが、適正化を行うに際して詰めていくべきことになっているが、「教育施策」と「老朽化施設」については、関係はあるが、少し距離感の違うテーマになっていると思う。
・一意見として示すには、重要度が高いと思う。
・他のところにもあるように、「検討懇談会の意見から」という囲みも入れた方がいいのではないか。（前回の資料で第４回までの意見をまとめた資料の内容を記載する。）
・この部分では、本文として記載しているものと囲みの中が重複しても構わないのではないか。
・実際に地域の人と話をすると、○○小学校はなくなってしまうというようなことがはっきりと話題になるが、提言書全体を通していい悪いというのではなく、非常にまろやかな表現でまとめられているなという印象を持った。このような提言が出され、「こうしましょう」というのではなく、「こういうことになっている」という形で地域に情報が出て行くことで、だんだんと意見が形作られて行くことになるということに「なるほど」という思いがした。
・この検討懇談会の場で自由に発言してきたことを事務局でうまくまとめていただいたと思う。基本的によくできていると思う。

＜今後の予定について＞
・来年度早い時期に、市としての基本方針をまとめる。
年度の後半からは、具体的な作業に入り、総合計画の中に施設改修、建替えについて盛り込むとともに、特例地域では市民の方に入って頂いて、具体的な検討を進めていけたらと予定している。
・今日のご意見を踏まえて、もう一度事務局で修文を行い、正副座長と調整させていただき、その後正副座長より教育長に提言書を提出していただく。
・委員のみなさまにはその段階で提言書をお送りする。３月中には、今回の一連の検討資料（配布資料や会議録を含め）をとりまとめてお送りする。

以上